

ルール闘争期のドイツ共産党(三)

——統一戦線運動の展開と挫折——

山
田
徹

目次

- 第一章 危機の進行(一八卷三三号)
- 第二章 一九二三年夏のドイツ共産党
 - 第一節 「反ファシスト・デー」(二二卷二・三号)
 - 第二節 クーノ・ストライキの勃発
 - (i) 直前の政治状況
 - (ii) ストライキの勃発
 - 第三節 シュトレーゼマン大連合内閣の成立とクーノ・ストライキの終焉
 - (i) ストライキの拡大と大連合内閣の成立——危機の回避
 - (ii) 地方のストライキ
 - (iii) 小括(以上本号)
- 第三章 一〇月の「蜂起」

第二節 クーノ・ストライキの勃発

「われわれは、ドイツが打ち砕かれ崩壊しつつあるのをみる。ドイツは恐るべき滅亡の状態にある。これは、ドイツにとってのみならず、ヨーロッパにとっても、経済的な再建に関するあらゆる希望を否定するが如き状況である。」⁽¹⁾ イギリス外相カーゾンは、八月一日の上院演説でドイツの状態を以上のように描写したが、八月初旬のドイツの国内状況はインフレーションの進行にくわえて食料供給の危機が顕在化し、まさに破局寸前の事態に立ち至ったのである。先ず、この年の中盤から激化した経済危機の進行は、国の財政状態の極端な悪化をもたらし、そのためクーノ政府はこの面から直接的な存立の危機を迎えることになった。また財政状態の困難と重なって、外国為替の不足による食料輸入の減少と国内生産者の穀物退蔵が食料事情を深刻なものにし、政府危機を促進させた。各地で投機商人に対する小規模な食料暴動が頻発し、特にルール地方ではそのような行動がくりかえされたのである。

以上の緊迫した状況の中で、八月月上旬に国会が再開された。この再開された国会と時を同じくして勃発したストライキが、いわゆるクーノ・ストライキである。このストの波は、当時の経済的な危機を背景に経営協議会を主要な担い手として発生し、それ故に、共産党の運動に恰好の基盤を提供したのであった。では、共産党はどのような協議会運動を基礎として、自らの意図する政治目標をどれ程実現することができたのだろうか。同党のいわゆる「経済闘争」と「政治闘争」とを結びつける結節点としての位地をもっていた経営協議会運動の昂揚は、その問題に対する回答を如実に示すことになるであろう。ところでクーノ・ストライキはさらに、同党の闘争が一九二一年の「三月行動」以来久方ぶりに、しかもそれよりもはるかに直接的な形で体制に脅威を与えた運動であった。従ってわれわれはまた、当時の全体的な政治状況を視野に収め、「体制の危機」という問題視角から考察をすすめることにしよう。それは、共産党の運動の政治的な影響力の射程と表裏する、共和派の統治能力の問題を取り扱う筈である。本章の目的は以上の点を

明らかにすることであるが、以下では先ずスト発生前の全体的な政治状況とストライキの初期の局面を検討していくことにしたい。それらを考察することによって、ストライキ運動の幾つかの特質が浮かびあがってくるであろう。

(i)直前の政治状況

最初にわれわれは、クーノ政府がおかれた八月初旬までの政局の推移を、やや時期を遡って説明する。これは「専門家政府」であるクーノ政府を議会内で支えた政党間連合が崩壊する過程、いかえれば支持政党の問題から政府危機の進行の過程をみることである。さて、クーノ政府の弱体化が顕著になったのは五月以降のことであるが、七月中旬までは同政府は、政権の基盤である「ビュルガー労働共同体」(中央党、民主党、国民党及びバイエルン人民党の同道派連合を指す)の支持をえて、外交上の行き詰まりと国内の左右両極政党の抬頭ともかかわらず、不安定ながら存続をつづけた。けれども国内の経済状態は、同月の下旬になると「混沌のふちにある」⁽²⁾状態に達した。マルクは七月の二〇日から三〇日にかけて、一ドル＝三〇万マルクから同一一〇万マルクに下落し、マルクの逃避が一般的な現象になった。また重要食料品の輸入が困難になったために、政府は農業生産者に収獲物、特にジャガイモの供給を促す異例の声明を発表して、危機の回避を懸命に図った。さらに財政の窮状を打開するために、政府は財政相を中心に、七月末に、インフレに伴う租税徴集方法の大幅な改訂や収入・販売・財産税の引き上げを含む一連の財政法案を急遽作成し、翌月に再開される国会での成立を目指したのである。⁽⁴⁾

そのような状況の重圧下にあったクーノ政府の存続にとり、支持政党の連合関係の面で直接的な打撃を与えたのは、七月二七日付けの中央党系の『ゲルマニア』紙に掲載された「最も深刻な苦境の中で」(„In höchster Not“)と題する論説であった。この論稿は、政府の財政政策を鋭く批判し、クーノ政府は最早幻滅を意味するにすぎない、と論評し

た。そして「(国民の)あらゆる層から、左翼の立場に立っている者からも、独裁乃至独裁的措置のために全権を付与される公安委員会 (Wohlfahrtsausschuss) の設置を求める声が上がっている」と状況の閉塞性を指摘し、結論として最も強力な政府の形成を要求して、もし決定的な決断をもつ力を国会が見出せないならば「議會主義の命運は決するであらうし、またそれとともに……ドイツ国民の命運も決するであらう」と述べたのである。⁽⁵⁾

右の論説は、それを掲載した『ゲルマニア』紙が、中道派連合の最大の翼を占める中央党系の新聞であったために、政界に大きな衝撃を与えた。シュトレーゼマンはこの論説の出現を「爆弾の落下の如く作用した」と表現し、以降各新聞で取沙汰されている内閣交代の問題は、この記事に基づいていることを認めた。⁽⁷⁾ また、他の中央党系指導者の論説にも、政府基盤の拡大を要求するものがあり、さらに二八日に開かれた民主党の執行部会議では、同党系の経済界指導者であるメルヒオール (K. Melchior) やシャハト (H. Schacht) らが政府の財政政策の無為を強く批判し、会議は経済の再建を要求する決議を採択するに至った。⁽⁹⁾ こうして、もはやこの時期には、とりわけ財政危機の進行によって、ク
ーノ政府への不信心は一般的なものとなり、政党のトップ指導者の間では、中道派諸党に社会民主党をくわえた大連合内閣の成立が、その確定的な時期はともかくとして、ほとんど「時間の問題」として語られるようになったのである。⁽¹⁰⁾

かかる情勢の下で窮地に陥った政府は、財政、食料政策の破綻をともかくも回避することに全力を尽した。八月三日には、工業、金融界の指導者と会談を行ない、食料輸入を拡大するために外国為替を確保することを要請した。⁽¹¹⁾ また、既出の財政法案はその実効化になお一定の時間を要することから、彼らはさらに緊急の策として、五億金マルクの国債の即時発行と財産・企業税の増収を見込んだいま一つの法案を国会に上程することになった。⁽¹²⁾ こうしてクーノ政府は、いわば最低限度の「業績能力」を維持するために、即興的な財政法案を携えて再開される国会に臨むことになったのである。

では、政府危機と新たな政府連合形成の可能性をめぐる社会民主党の立場はどのようなものであったろうか。同党は、五月になると外交的和解への模索を始め、クーン政府への批判を強めていたが、さらに政府が弱体化すると、党内では左派の伸張と相俟って、新たな政府への入閣の是非をめぐり激しい論争がひき起されていた。

七月二十九日、レヴィ、ローゼンフェルト (K. Rosenfeld) らに指導される同党の左派は、三〇名の国会議員を招集してヴァイマルで会議を開き、クーン政府退陣の要求、党がプロレタリア的施策をもたない場合の大連合への参加の否定、緊急の課題を達成させるための共産主義者との可能な限りの共闘、などの急進的な要求を決議した。⁽¹³⁾ この会議は、前年秋の独立社会民主党との合同後、初めて明確な形で左派の再結集を示したものであり、党内に波紋をまき起した。また、レヴィ派に属さない旧独立社民党系の党議長の一人であるクリスピーン (A. Crispian) も、八月初旬に国会の解散と「純粹社会主義政府」(共産党を含まない社会主義者の政府) の樹立を提唱した。⁽¹⁴⁾ さらに、社会民主党の地方組織にも政府への不信任を表明するものがあり、例えば七月末には、ベルリンの同党役員会議が政府打倒の要求を決議したのであった。⁽¹⁵⁾

このような趨勢を受けて八月二日から三日にかけて開催された社会民主党の国会議員団会議は、クーン政府の施策を強く批判したが、彼等はなお政府の緊急の財政改革案をさしあたりは支持し、当面待機の姿勢を保った。⁽¹⁶⁾ けれども党指導部の大勢は、この時期には、左派の動きとは逆に大連合内閣の形成の方向に傾いており、党内の意見は深刻な亀裂の萌しをみせ始めた。このうち執行部のシュタンプアーは、大連合への参加を強く示唆する主張を行ない、⁽¹⁷⁾ また九日にはヒルファディングが、従来から接触してきたシュトレーゼマンと会談を行なって大連合に基づく内閣の形成を懇請したのである。⁽¹⁸⁾ けれども上記の問題についての党指導者の態度は、党内の事情を反映して必ずしも一義的であったわけではなく、例えば前記シュタンプアーは、大連合の選択を「より小なる悪」(„kleinere Übel“)と規定していた。⁽¹⁹⁾

ここには、国政レベルでの同党の初の試みである大連合に対する党内の逡巡が示されており、この問題に関する党全体の支持量の乏しさが表現されていることをみてとることができよう。

それならば、この時点での最大の「体制挑戦者」であった共産党は、切迫する政府危機に対しどのような行動をとろうとしたのであろうか。われわれは次に、国会再開の直前に同党の指導部が提示した対政府行動の方針をやや詳しく検討することしよう。

右の問題に直接的な回答を与えるのは、八月五日から六日にかけて行なわれた同党の中央委員会の決定である。この会議は、明らかに目前の国会の開催に向けて開かれたものであり、これに焦点をあわせて党の方針を確立することを目標としていた、ところでブランドラーは、会議に関連して執筆した『インテルナツィオナーレ』誌の論文の中で、会議が「ドイツ・ブルジョワ層の第二の崩壊に対する（同党の）態度」を決すべき場である、と述べたが、⁽²⁰⁾この委員会で中心的な争点になったのは、再び統一戦線運動のすすめ方をめぐる問題であった。そしてこの点を総括して論争の結語にたったブランドラーは、労働者政府成立の可能性をもつ状況として四つの局面を指摘し、事態の進展の如何ではこれらは混在して進行するであろう、と規定した。しかしそれらの規定をさらに細かく点検してみると、ブランドラーが当面の現実的な戦術として考えていたのは、このうち国会の再開という間近なスケジュールにあわせた第四の局面であったと考えられ、⁽²¹⁾これは、再開国会の解散と新選挙の提示、及び経営協議会を中心とする議会外階級機関の建設を通じて大衆運動を構築する、という方針であった。換言すると、共産党の指導部は、大衆の政治的な関心がさしあたりは注がれる国会の日程にあわせて運動を組織し、議会内の審議と並行して国会解散、クーノ政府打倒の闘争を呼びかけ、あわせて大連合政府の成立に至る事態の進行に際しては、これに「労働者政府樹立」のスローガンを対置し、以上の方向をもってこの局面での政治指導を図ろうとしたのであった。

しかしながら、共産党の指導部が当時労働者政府の成立の可能性を実際に考慮していたのかという点については甚だ疑問であつて、後の党大会では「反ファシスト・デー」の後退がこの時期に党に与えた否定的な影響が指摘されており、⁽²²⁾また解散、新選挙のコースについても、同党が議会内で多数派をもたらすことはおそらくはないということが認識されていた。⁽²³⁾くわえて、ブランドラーの前記中央委員会向け論文も、時代が「転換点」にあることを認めていたが、なお党が「総体的な革命の上昇運動」の内にあるのではない、と明言していたのである。⁽²⁴⁾

総じて述べるに、政府危機が進行し国会が再開される直前の時期の共産党は、以降の議会内戦術を考慮し、同時に政府交代の状況を念頭において大規模な大衆動員を図ることを目指していたが、なおその政治的な目標は限定的であつた、といえよう。付言すると、共産党の指導部は、同党との協働の可能性を認めた社民党左派に対しては、先の中央委員会で言及することはなかつた。この時点での共産党は、同派を大衆行動のパートナーとしてことさらにあげたる意図はなく（一〇月との相違）、彼等が構想した動員方式は、当時は「党派を問わぬ」よりアモルフな性格の強いものであつた。

以上本項でみてきた通り、共和国の体制は、八月の初頭に入ると、国内価格体系の異常な混乱と食料調達困難という国民の生活基盤を直接脅かす事態をもたらし、著しく深刻な情勢を迎えた。これに対し、政府の施策はほとんどその有効性を失い、クーノ政府を支えてきた諸政党の支持の意欲も急速に減退したのである。これは重大な統治の危機を意味し、もしこの時点で強力な反体制派が大衆の動員を図れば、共和国の支持基盤を大きく揺るがす可能性をもつ局面が訪ずれたのであつた。他方、共和派の最大の支柱である社会民主党の内部では、新たな連合形成への試みが着手されるに至つたが、同時に党内では左右の対立が顕在化し始めた。八月のストライキは、このような状況の下で発生したのである。

(ii) ストライキの勃発

さて、八月八日に再開された国会の冒頭演説で、クローは国際情勢の困難を述べて、フランスに対するドイツ国民の独立した闘いを訴えるとともに、逼迫した財政状態を改善するための税制の改革と食料問題の解決の努力を発表した。同時に、そのような時期における「内戦の企て」は犯罪であるとして、外交的な配慮からも「国内における統一」を国民に呼びかけたのであった。⁽²⁵⁾しかし、このクローの訴えにもかかわらず、ベルリンは国会再開の当日から、共産党の呼びかけによるストライキの波に見舞われることになったのである。以下に、運動の発生の状況と共産党の指導の問題、及び同党と社会民主党、自由労働組合との対抗の問題について逐次検討していくことにしよう。

先ず、七日に共産党系の経営協議会十五人委員会（ベルリンの執行機関）が、ベルリン市の経営協議会集会を招集し、翌日からの闘いの開始を呼びかけた。集会では、党内の左派に属するシューマッハー(W. Schumacher)が、経営協議会は「独自に」ストライキを組織しなければならない、と述べ、また党中央に連なるヘライン(E. Heinen)は、先の方針に沿って、クロー政府の打倒と国会の解散を呼びかける煽動を行なった。けれども、この集会で採択された決議では、まだ直接ストライキは言及されていなかった。⁽²⁶⁾

翌八日、国会が再開されると、経営協議会の大規模な運動がベルリンを掩った。この運動には大経営の多くも参加し、アンビ、AEG、ジーマンス・シュケルトなどでは従業員集会が開かれ、そこから派遣された代表は国会の建物の前で集会を開き、クロー政府退陣の決議を国会に提出した。これらの代表には共産党系以外の労働者も多数含まれ、運動の超党派的な拡がりが見込まれていた。⁽²⁷⁾九日になると運動の波は公企業に及び、発電所労働者のサポタージュによってベルリンの電力供給が一時停止され市電の運行が混乱する、という事態が生まれた。またこの日も多くの経営が闘争に加わったが、例えばボルジヒの工場群の労働者は、周辺の経営を含めた一万人規模の集会を開き、翌日も行

動を継続することを決定した。ベルリンにおける労働者の闘争を列挙して報じた『ローテ・ファーン』紙の見出しは、「クレーノに対する巨大な嵐」(„Massensturm gegen Cuno“)と云うものであった。⁽²⁸⁾

このような運動の拡がりには、一〇日を迎えると、社会民主党の『フォアヴェルツ』紙が、ベルリンのほとんど総ての大経営が早朝から受動的抵抗に入った、と報じる状況をもたらした。⁽²⁹⁾ また労働組合の一部も闘争に参加し始めた。同日には印刷工の組合がストライキに入り、ベルリン建築労組の代議員総会はサボタージュ行動を行うことを決定した。さらに一連の公営経営も同様の行動に入ったために、交通、電力・ガス配送が一時その機能を麻痺させたのであった。⁽³⁰⁾

これらの闘争のうち特に重要な意味をもったのは、国印刷局をその傘下に含む印刷工組合のストライキであった。ベルリンの印刷工労働組合は八日に役員会議を開き、先週分賃金の一五〇%賃上げ、及び次週のための二〇金マルク支払いを要求した。そして調停交渉が失敗に終ると九日に直接投票を行ない、一〇日七時からのストライキ突入とスト指導部の設置を決定した。その結果、印刷工組合に所属する国印刷局も操業を中止し、インフレーション下で増刷を迫られる紙幣印刷が中断されるに至ったのである。⁽³¹⁾ 以上のような大衆運動の昂揚を背景として、共産党は一〇日には国会でクレーノ政府に対する不信任案を提出し、同時に同党系の十五人委員会が、翌一日にベルリンの経営協議会集會を緊急に開催することを呼びかけたのであった。⁽³²⁾

では、ベルリンを席捲したこれらの闘争は、どのような形態的な特色をもっていたのであろうか。以下に幾つかの特徴を列挙してみよう。

第一に、この運動はほとんどが個々の経営を単位として遂行され、ある官憲の報告によると、八月初旬の闘争は、「主要な役割はベルリンの大経営協議会によって担われた」⁽³³⁾。これらの運動に対しては、共産党は「受動的抵抗」とい

う組織シンボルを用いたが、その形態は、ルール地方を例に説明したピーターズンによると、⁽³⁴⁾経営内で就業の拒否または作業場からの移動の拒否という形をとったサボタージュ行動であり、これは、労働者を一定の場に留めて動員を容易にしました恣意的な行動に走らせないこと、及びそれによってロック・アウトを困難にさせること、を目的としていた。このような闘争のあり方は、ベルリンの場合にもほぼあてはまるものであった、とみなしえよう。次に、彼等が提示した要求の内容についてみると、ほとんどの経営協議会、従業員集会は政府退陣などの政治的要求の他に、経済的要求として「家計補助金」(„Wirtschaftsbefreiung“)乃至賃金付加金の支給を掲げており、これは、賃金の名目額が物価と大幅に乖離した場合に各経営で支払われる一時金であって、その額は経営の実情に応じて様々に異なっていた。⁽³⁵⁾従ってこの要求は、運動が個別的な経営を単位として担われたことを端的に示すものであった。さらに運動の規模についてみると、その拡がりには当初の共産党の予想をも上回っており、後の党自身の表現によると、「種々の地区では、ストライキの実現は従来党組織が接触をもたなかった重要な経営の従業員集會に依拠した」⁽³⁶⁾という様相を呈した。当時の大衆の生活の危機状況は、共産党の行動への呼びかけに従ってその不満を直ちに噴出させる状態にあった、といえよう。かくして共産党は、それらの運動の唯一の指導的な政党となったが、この運動の自生的な拡がりにはさらに党の指導力を上回る面をもっていたのである。

それならば、これらの運動の拡大に対し、社会民主党と労働組合の指導部はどのような対応を行なったのであろうか。彼等は、初期の局面では際立った動きをみせなかったが、運動の波が国印刷局労働者のストライキに及ぶと、全力を以てそれらを収束することを企図したのである。その際、共和国秩序の維持を至上目的とした彼等の行動を象徴する言葉は、「責任」であり、「規律」であり、そして「統一的な指導」であった。

これらの指導者は、とりわけ国印刷局のストが「第一級の政治問題」であることを認め、国労働省の調停を通じて事態を打開することを試みた。その結果、一〇日に行なわれた同省とスト指導部との交渉では、省側から五〇〇万マルクの一時金支払いと官庁指標に基づく次週分の賃金額が提示された。そして、この提案はスト指導部によってひとまず諒承され、正式の決定は翌日の組合役員会議に委ねられることになった。⁽³⁷⁾ また九日には、大衆運動の圧力を受けたベルリンの組合委員会 (Gewerkschaftskommission—ADGBのベルリン指導機関) が、翌日に全労働者政党と組合の指導者を招請して、労働者会議を開催することを決定した。このため同会議は、運動を抑止しようとする社会民主党と労働組合の幹部の動きと、上昇する大衆運動とが初めて直接相対峙する場になったのである。

一〇日の会議は、混乱を極めたものであった。⁽³⁸⁾ 社会民主党と組合の指導者は、クーノ政府を強く批判しながらも、ストライキの方針には反対し、ADGB議長のライパルトは、十五人委員会の「暴力的な行動」を非難した。これに対し共産党は、六〇金フェニヒの時間給支払い、食料没収、政府打倒、大連合内閣反対、労働者政府樹立、をスローガンとして一日から三日間のゼネラル・ストライキに入ることを提案した。しかし、社会民主党のヘルツが急遽発言にたち、同党議員団の「成果」として、前記財政法案が国会でとり急いで可決されたこと(後述)を報告した。結局、この会議では、現状に対する政府の責任を追及する決議が採択されたが、行動の方針は明示されず、それによって共産党の提案は実質的に否決されたのであった。その後共産党のヘッカートは、自由労組系経営協議会ベルリン執行部と組合委員会との招集になる、ベルリン経営協議会総会の開催を改めて提案したが、この案もまた否決された。その結果、共産党は、党機関紙の呼びかけ通り、翌日にベルリン経営協議会集会を開くことを決定し、ここに同党は、社会民主党と労働組合に対抗して単独でゼネストを目指すことになったのである。それと共に党中央部は、全国の地域指導部に回状を送り、ベルリンの運動をさらに各地に拡大させるためにあらゆる準備を行なうことを指令したので

あつた。⁽³⁹⁾

以上のように、ベルリンの大衆運動の拡がり、首都の労働運動に強力な基盤をもつ社民、共産両党の対立を激化させ、その帰趨は予断を許さないものとなった。けれどもこの間、国会での諸政党の論争は、共産党を除くと内閣の退陣問題に直接言及することはなかった。また政府も一〇日に至るまでは、首相クローノの下で事態の乗り切りを図ることに全力を注いだのである。危機の一層の進行を恐れた諸政党は、財政法案が成立するまでは政府への批判をひとまず抑制し、それによって彼等は一時的な休戦を余儀なくされたのであった。そしてこの時点での各党の協調的な態度は、次章で述べる大連合形成の重要な前提になったのである。われわれは、次に諸政党と政府の側の状況への対応をそれぞれみていくことにしよう。

先ず、九日から始まった各党の代表演説では、事態の急激な悪化に対する憂慮が相次いで表明され、政府の一連の財政法案が共産党を除く一致した支持を獲得した。とりわけ、それまで政府の外交政策を強く批判してきた国家国民党が、「革命をも目前にした」状況の故に政府法案を支持することを表明し、バイエルン人民党もこれに倣った。⁽⁴⁰⁾ また他の政党も政府の財政プログラムに賛意を表わし、かくして「クローノの就任後初めてほぼ全党にわたる合意が成立」した。財政法案はその後財政小委員会でも若干の修正を経た後に、翌日の本会議で大差により可決されたのである。これによって政府は最悪の事態をとにかくも回避し、その存続が短期ではあれなお可能であるような雰囲気も生まれたのであった。

次いでクローノ首相は、財政法案が可決された一〇日の午後一〇時に、国会再開後初めての閣議を招集した。大統領エーベルトを含むこの会議では、国庫相のアルバート(H. Albert)から、明日までに既存の手持ち分を含めて一〇兆マ

ルクの紙幣が利用できる状態になり、そこから六兆マルクをベルリンの需要にあてることが報告された。また食料問題については、肉類の不足で必要なマーガリン用の油脂を買い付けるために六〇万ギルダーを用立てる計画が提案され、以上のような幾つかの応急措置をとることによって当面緊張を緩和することが期待されたのであった。これに対し、政府にとって強く懸念される事態は、印刷工のストライキと翌日に予定された共産党系の経営協議会集会であった。このうち前者については、印刷労組を対象にした調停の試みとそれによる国印刷局での日曜日からの就労予定とが報告されたが、後者に対しては政府は強い危機感を抱いた。そのため大統領は、翌日の共産党系機関紙の発禁に向けた秩序回復令を既に公布していたが、閣議では改めて、もし政府が有効な対処を行ないえないならば、明日は「きわめて憂慮すべき事態」(„gesehrliche Dinge“)が生まれることが想定された。そしてエーベルトは、もし状況がそのような進むならば、明日の正午には非常事態を宣言する決意を示した。しかし、総じて局面の打開が可能であることが期待され、また組合側の自制的な態度が好意をもって迎えられて、「情勢はきわめて深刻(ernst)であるが、絶望的な事態には至っていない」ことが確認されたのであった。⁽⁴²⁾

けれども他面、首相のクローノ自身は、この間甚しい肉体的、精神的消耗感に襲われていたようである。シュトレーゼマンの観察に従えば、クローノはたえず首相の地位を辞する機会を窺っているかの如くであった。⁽⁴³⁾ また国防相のゲスラーによれば、クローノは神経衰弱の一手手前にあり、辞職の数日前彼がベントラー街にゲスラーを訪ねたときには、「建物が私の上に落ちかかってくるような気がする」と不快感を訴えていたとされ、⁽⁴⁴⁾ 同様の印象は、プロイセンの内相ゼウエリングも八月初めの会議でクローノから得ていたのである。⁽⁴⁵⁾

本節を要約すると、一九二三年夏のドイツは体制の存続が直接脅かされる「尖鋭な危機」状況の端緒に入った、と

することができよう。この問題は後にもう一度論じるが、約言すると、一方では大衆の生活状態の困難と政府危機とが進行し、他方で「体制挑戦者」たる共産党が大規模な大衆動員を行ない、共和国の重要な支持基盤である労働運動の下位秩序を大きく揺がした。それらの点で、共和国の統治の正統性が浸食されつつある状況が生まれたのである。こうした局面は、政治指導者の行動が体制の存続に直接规定的な影響を与える状況に入ったことを意味した。この状況の下で体制の維持を図る共和派にとっては、昂揚する大衆運動に対抗して彼等への信頼感を取り戻すことは大きな困難を伴うであろう。他方、首都の大衆運動を誘発し激化させることに成功した共産党は、この運動を、体制に対しさらに非和解化させていくために、これを長期化し全国化させることが課題になったのである。かくして以降の情勢の展開は、社会民主党をはじめとする共和派とこれに対立する共産党の政治指導の影響力の程度、及び大衆運動自体の性格の如何によって決せられることになった。次節で、これらの問題を詳しく吟味することにしよう。

- (1) F. Stampfer, op. cit., S. 343.
- (2) Akten Cuno, S. XLII (Einleitung)
- (3) Deutsche Allgemeine Zeitung, Nr. 346, 28. Juli 1923 in: Ursachen u. Folgen, Bd. V, S. 155.
- (4) Akten Cuno, S. 675ff.
- (5) Germania, Nr. 205, 27. Juli 1923.
- (6) Akten Cuno, S. 695, Anm. 1.
- (7) Vernachtnis, Bd. 1, S. 73.
- (8) R. Morsey, Die Deutsche Zentrumspartei 1917-1923, Düsseldorf 1966, S. 512.
- (9) W. Stephan, Aufstieg und Verfall des Linksradikalismus 1918-1933. Geschichte der Deutschen Demokratischen Partei. Göttingen 1973, S. 234.
- (10) シェートレーゼマン自身は、八月初旬には政府支持の立場を撤回する意思を有していなかった。一日に国民党イエネッタ(H. Jänecke)にあてた書簡では、「外交、内政上の理由からも政府交代は必要ではないと考える」とし、特にイギリス政府のドイツ政府に対する回答を待つべきであると述べた。Vernachtnis, Bd. 1, S. 73.

- (11) Akten Cuno, S. 710ff.
- (12) Ibid., S. 638ff.
- (13) Vorwärts, Nr. 359, 3. August 1923. 会議はこの他に、フランス側との直接交渉の準備、フランス側への統一的な対抗措置、自衛隊 (Selbstsch.) の建設、党大会の即時招集、などの諸点を決議した。
- (14) Vorwärts, Nr. 358, 2. August 1923.
- (15) Die Rote Fahne, Nr. 174, 10. August 1923. 同時に共産党とのいかなる協働をも否定した。
- (16) Vorwärts, Nr. 361, 4. August 1923.
- (17) Vorwärts, Nr. 360, 3. August 1923.
- (18) Vermächtnis, Bd. 1, S. 77.
- (19) Vorwärts, Nr. 360.
- (20) H. Brandler, „Die Tagung des Zentralkomitees der KPD“ in: Die Internationale, Jg. 6, H. 16, S. 451.
- (21) 他の二つの局面とは、(1)自然発生的なストライキ、物価運動から大衆運動が生まれ、中間層を同調乃至中立化させて、ブルジョワ政府に終焉をもたらす場合、(2) (全国大会の) 綱領に則った経営協議会運動のエレメンタルな成長によって全ての抵抗を排除する場合、及び(3)共産党と社会民主党、労働組合が労働者政府のために結集する場合、であったが、このうち、(1)、(2)についてはなお抽象的な想定にとどまっていた。また(3)についてはそのような状況は「非現実的である」とされた。Die Rote Fahne, Nr. 184, 11. August, 1923.
- (22) Bericht K.P.D. IX, S. 21.
- (23) Die Rote Fahne, Nr. 184.
- (24) H. Brandler, „An einem Wendepunkt“ in: Die Internationale, Jg. 6, H. 15, S. 417.
- (25) Verhandlungen des Reichstags, Bd. 361, S. 11750ff.
- (26) Die Rote Fahne, Nr. 181, 8. August 1923.
- (27) Die Rote Fahne, Nr. 182, 9. August 1923.
- (28) Die Rote Fahne, Nr. 183, 10. August 1923.
- (29) Vorwärts, Nr. 371, 10. August 1923.
- (30) Die Rote Fahne, Nr. 184; Vorwärts, Nr. 373, 11. August 1923.
- (31) Die Rote Fahne, Nr. 182-Nr. 184.

- (32) Die Rote Fahne, Nr. 184.
- (33) StA Bremen, Bestand 4, 65 (Polizei) Der Bericht des Reichskommissars für Überwachung der öffentlichen Ordnung (25. August 1923)
- (34) L.D. Peterson, op. cit., p.525.
- (35) ここで賃金問題についてふれておくと、従来賃金決定に関しては、インフンの深化に伴って特に六月以来労使間でしばしば論争がくり返られていた。経営者側は「金価値賃金」(„Goldlöhne“)を、自由労組側は「価値安定賃金」(„wertbeständige Löhne“)を主張したが、これらはいずれも官庁指標を基準とした賃金率に基づいて作成された。ただその場合指標のとり方が相互に異なっていた。しかしこの指標は、いずれも官庁指標自体の不備と労働者の消費力の測定の困難及びインフンの加速度が指標を常に上回ったことによって統一的な意味をもたなかった。これに対し共産党は、「戦前並み実質賃金」(„Friedensreallohn“)を主張した。これは、官庁指標に基づいて算定されるのではなく、戦前の消費水準を基準として、食料、生活必需品などの「最低限の享受」を保障する賃金額の支払いを要求するものであった。しかしそれらはこの時点では実質的な意味をもちえず、この要求は、組合、経営者双方の提出した賃金額を上回る額を統一的に主張する根拠とされたにどまらなかつた。(„Jahre der Inflation“, vgl. F. Heckert, „Zur Lohn- und Preisfrage“ in: Die Internationale, Jg. 6, H. 13, S. 365ff, H. 15, S. 429ff, H. 16, S. 458ff.)
- 以上に対し、家計補助金、賃金付加金は、統一的な賃金体系論が、組合の指導力の喪失と相まって意味を失なった時点で要求された一時金制度であった。その要求額は各経営毎に様々に異なっており、一例を挙げれば、八日以降の闘争でリヒテンブルク鉄道工場で出された要求額は一五〇〇万マルクであったが、オーバーシェーネヴェルデ蓄電池工場のそれは二〇〇万マルクであった。
- (36) Bericht K.P.D. IX, S. 54.
- (37) Vorwärts, Nr. 371,
- (38) 政治的組織の発展とインフン Die Rote Fahne, Nr. 184; Vorwärts, Nr. 373.
- (39) Politisches Rundschreiben Nr. 18 des Politischen Büros der Zentrale der K.P.D. in: H.-J. Krusch, op. cit., S. 328ff (Anhang).
- (40) Verhandlungen des Reichstags, Bd. 361, S. 11779ff S. 11802ff
- (41) H. Rupieper, The Cuno Government and Reparations 1922-1923, Boston, London, 1979.
- (42) Akten Cuno, SS. 727-732.
- (43) Vermächtnis, Bd. I, S. 75.
- (44) O. Geißler, Reichswehrpolitik in der Weimarer Zeit (hrsg. von K. Sendtner) Stuttgart, 1958, S. 250.
- (45) C. Severing, op. cit., S. 423.

第三節 シュトレーゼマン大連合内閣の成立とクローノ・ストライキの終焉

クローノ・ストライキは、一日にはストライキの拡大を図る共産党と、その収束を意図する社会民主党と労働組合指導部との動きによって明確な分岐点に達した。共産党は、一〇日の労働者会議でゼネストの方針を提起して失敗した後には闘争をさらに単独で担うことになり、他方社会民主党は、一日以後は大連合政府形成の方向に急速に向かったため、この闘争における共産党の政治指導の帰趨は、ここに明瞭に示されることになったのである。それ故われわれは、一日以降の政治状況を精査するならば、共産党の政治指導が如何ほどに作動したのかを認識することができらるであらう。

ところで、このクローノ・ストライキの評価については、従来から様々な議論がなされており、これは、無論各論者のイデオロギー的な立場に基づくものであるが、同時に、この時期の協議会運動の多義的な性格に基づくものでもあった。そして右の問題は、当時の共産党の政治的な影響力の評価に直接関わってくるのである。従って、われわれは後に、幾つかの代表的な著作や論文でのクローノ・ストライキに関する見解を検討し、その妥当性を吟味することにした。以上を通して、八月の危機の性格を分析することがここでの課題である。

(i) ストライキの拡大と大連合内閣の成立——危機の回避

本項では、先ずベルリンのストライキの状況を追い、次いでクローノ政府の退陣とその後の共和派の結集の動きをたどることにしよう。ストライキを主導した共産党は、現政府の打倒から自己の政府構想を実現する展望を混乱する状況の中で見出しえたであらうか。或いは、共和派の指導者は大衆運動の要求に応答し、政府連合の再編を通じて大衆

の新たな期待感を獲得し、または少くとも大衆運動への人々の関心をそらすことができたであろうか。

ベルリンでは、一一日に共産党系の十五人委員会が、二万人を結集して独自の経営協議会集会を挙行した。この集会は、同日から三日間ベルリンでのゼネラル・ストライキに入ることを決定し（二二日が日曜日であったので一四日まで継続することが予定された）、あわせて中央ストライキ指導部を選出した。⁽¹⁾かくして共産党は、一九二一年の「三月行動」以来はじめて、組合運動の枠をこえた協議会によるゼネストの方針を打ち出したのである。それとともに、同党はこの集会の報告とストの拡大を呼びかける『ローテ・ファーネ』の号外を印刷したが、この号外は直ちに没収された。

右のゼネラル・ストライキは、「大ベルリン経営協議会集会」の名において、以下の要求を国会に「最後通牒」として提出するという形をとっていた。その要求とは、(1)クーノ政府の即時退陣、(2)食生活確保のための食糧品没収、(3)プロレタリア統制委員会の即時承認、(4)プロレタリア百人隊禁止令の即時撤廃、(5)すべての労働者、職員のための六〇戦前フェニヒの最低時間給の確保、(6)すべての失業者の再雇傭と戦争災害年金受領者の雇傭と彼等への充分の賃金支払い、(7)行進禁止令、非常事態令の撤回、(8)すべての政治犯の釈放、というものであり、これらは当時の共産党の政治要求を集大成したものであった。集会は、この要求に基づいて全国の労働者に労働者政府樹立のための共同行動を開始することを呼びかけるとともに、一四日に再度経営協議会集会を開き、以降の方針を決定することを予定したのであった。⁽²⁾

一一日には、ベルリンでのストライキの拡大をめぐり、共産党と組合指導部の間で熾烈な競争がくり返され、また運動が全国化する萌しをみせはじめた。先ず、タバコ、ホテル、建築などの中小の各経営の労働者が相次いで労働を休止し、発電所の労働者もこれに合流してベルリンの電力供給は再度停止された。また製本労働者のストライキは、

この日の役員会議でその続行が決定され、公務員組織であるADB (Allgemeine Deutsche Beamtenschaft) のベルリン地区委員会もストへの「連帯」を表明して、この方向に沿って行動することを指導部に要請したのである。他方、印刷工労組は同日にベルリンの組合役員会議を開き、国労働省の提示した調停案の受諾を提案した。そしてこの提案をめぐる投票では、調停に反対する派の票数が受諾派のそれを上回った。しかしその票数は、ストライキの継続に規約上必要な三分の二に達せず、くわえて組合指導部が組合員の直接投票を避けたために一三日以後の就労が決定されたのである。そのため、九日からのストにより政府に深刻な危機感を抱かせた国印刷所もこの決定に従い、さらに紙幣印刷の緊急性に鑑み、彼等は翌日曜日も就労することになった。また高架鉄道労働者のストにも直ちに調停が図られ、こうしてそれらの組合ストライキはきわめて短期の内に経営者側の譲歩によってその闘争を終えたのであった。⁽³⁾

右にみたように各組合のレヴェルでは調停による闘争の収束が図られたが、さらに社会民主党と自由労組の指導部は、ベルリンの労働者に十五人委の呼びかける闘争への参加中止を要請し、『フォアヴェルツ』紙は、「共和国を防衛せよ!」と題する論説を一日に掲載した。⁽⁴⁾しかし、これらの尽力にもかかわらず、運動は全国化する気配を示し始めた。

ベルリンを除く各地の状況は、八月初旬以来鉦山労働者を中心とするストライキとサボタージュ行動がつづいていたザクセンとルール地方を除けば、九日まではほぼ平穏を保っていた。けれども一〇日からは、ハンブルクやダンツィヒ、リュベックなどの都市と中部ドイツに運動が拡大し、さらに翌一日には、ラウジッツ、ハノーファー、ブレーメン及びテューリンゲンのゴータ、イエナなどに賃金要求を中心とするストライキ、サボタージュが飛火した。これらのうちの幾つかの代表的な事例については、われわれは後に別の項で詳しく論じることにした。

ベルリンをめぐる以上のような混沌とした状況と、ストライキの全国的な拡大に対する危惧に基づいて、社会民主党の国会議員団は、一日の議員団会議でクローノ政府不支持の態度を決定し、事態は大連合内閣の形成に向けて急速に進展することとなった。クローノ政府の辞職と新内閣の成立は、社会民主党が新たな連合に加わる可能性の如何に依存していたからである。同党を中心とする諸政党の動向は以下の通りであった。

スト勃発後に政府支持の問題について、最初に動きをみせたのは国民党と中央党であった。国民党は一〇日の議員団会議で、クローノを支持するが彼が辞職した場合には大連合を形成することを決定し、⁽⁵⁾また中央党も翌日の午前、党議員団が大連合政府の形成に参加することを正式に可決した。⁽⁶⁾けれどもこれらの決定は、直接その時点での政府支持の停止を取り決めたものではなかった。従って、クローノ政府の倒壊と新政府連合の成立は相互に関連するものとして、新たな連合参加者になる社会民主党の決断に委ねられることになったのである。

社会民主党の国会議員団がクローノ内閣支持の最終的な撤回を決定したのは、一日午後の議員団会議においてであった。この会議の詳細な経過については明らかではない。しかし会議の前には、ミュラーら党議員団の多数派は、新税法の実施が新たな政府の下で行なわれると対抗勢力の煽動を容易にするとの判断から、なお数日間クローノ政府を支持する方針を持っていた。⁽⁷⁾また、共産党の内閣不信任案に対してはこれに関与せず、当面提案を国会審議には付させないという態度をとっていた。⁽⁸⁾このため、一日の会議では、午後一時の段階でなおその四分の三が現政府維持に賛成の意思を示していた。⁽⁹⁾けれども、経営協議会集会におけるゼネラル・ストライキの決定が伝えられると、⁽¹⁰⁾「国内における激動 (Sturm)」によって、クローノ (政府) を維持することができなくなったことを認め、「(一九二四年党大会でのミュラーの報告)⁽¹¹⁾、会議は急速クローノ政府不支持の決定を行なったのであった。そして翌日の『フォアヴェルツ』紙はこの決定を伝えるとともに、国会で決定された財政政策の実施と通貨改革を實行しうる政府への支持を表明し、また責

任の一部を引き受ける用意がある旨を述べて、大連合への参加の意思を明確にしたのである。⁽¹²⁾

さらに同日には、これまでシュトレーゼマンがクノーへの支持の如何の一端をそれに求めていたイギリス政府のクノー政府宛書簡が到着したが、この書簡は、イギリス政府の試みたフランス、ベルギーに対する和解的態度のとりつけの失敗を伝えるものであった。⁽¹³⁾ その結果、六月のクノー党書をはじめとする政府のこの間の外交政策の蹉跌がいわば公的に告知されたことになり、クノー政府の瓦解を促進したのであった。

このようにクノー政府は、ストライキの重圧を受けた社会民主党国会議員団が支持を撤回したために倒壊の局面を迎えた。従って以降のストライキ運動は、大連合内閣への参加を意図する社会民主党と、同内閣の成立を阻止しようとする共産党との政治的な対抗関係の只中におかれたのである。われわれは次に、クノー内閣の退陣と、その後の政局の微細な推移を詳しく検討し、共産党の指導する大衆運動がこの過程に如何なる政治的な影響力を有したのか、という点を解明しなければならない。

さて、首都の運動が昂揚をみせた一日に、クノーは民主党、中央党、国民党及びバイエルン人民党の各指導者を招いて与党会談を開いた。この会談では内閣の退陣と「最も広汎な基礎の上にたつ」内閣の形成が検討されたが、クノーはなおこの席で辞職に関する確定的な意思を表明したわけではなかった。⁽¹⁴⁾ けれども、一二日の早朝に社会民主党のミュラーが同党の政府支持の撤回をクノーに伝えたことは、政府退陣の決定的な契機になったのである。

このミュラーの態度表明は、一日の党議員団会議の決定を通知したものであり、報告を受けたクノーによれば、ミュラーは「(党議員団の)決定は、消極的には内閣を退陣させることを意味するが、積極的には大連合を基礎とする内

閣を形成する用意のあることを意味する⁽¹⁵⁾」と伝えたのであった。そのため、かねてから広い基盤をもつ内閣の成立を希望し、また個人的には疲弊の極にあったクローノは、同日正午に閣議を招集し、大連合内閣成立の障害が社会民主党の態度によって最終的に除去されたとして、正式に辞意を表明した。席上、経済相ベッカー (J. Becker 国民党) と交通相グレーナー (W. Groener) が辞職に懐疑的であり、特に社会民主党の入閣については、英米への配慮と国内騒擾への憂慮 (共産党の社会民主党への攻撃を激化させる、と主張された) から批判的であった。そして、この疑念にはゲスラーも同調したが、しかし彼等はクローノの強い辞意をくつがえすことはできず、閣議ではその意思が了承されたのであった。⁽¹⁶⁾

さらに同日の午後一時一五分からは、中道派連合の党首脳会議が開かれ、ここでクローノは閣議の内容を伝えて各党の承認を求めた。これに対し、中央党のマルクスと民主党コッホ (E. Koch) は、大連合内閣の早期成立を危ぶんで難色を示し、バイエルン人民党のライヒト (L. Reich) も、大連合への参加に消極的な態度を示した。しかし、大連合の形成は政党指導者の間ではほとんど確定的な趨勢であったために、会議では「閣議の決定は経験上これを秘密にしえな⁽¹⁷⁾い」とするシュトレーゼマンの主張が容れられ、新内閣形成の方向に沿った検討が開始されたのである。その際シュトレーゼマンが最も重視したのは、新政府の実現に至る手続き上の問題であった。これは、連合形成に際しての社会民主党の地位の強化を阻むためであり、同時に、新旧内閣の連続性を確保するためであった。シュトレーゼマンは、もし閣議の決定があまりに早く公表されるならば、前日の会議で中道派連合がクローノの退陣を強制したかのような印象を与えることを恐れた。そして彼は、その場合には、クローノから次政府に至る中道派連合主導の連続性が損なわれて同派の指導力が弱体化し、代わって社会民主党の地位が強まる可能性のあることを危惧したのであった。このためシュトレーゼマンは、社会民主党の決定の公表↓同党の口頭による大連合参加の表明↓中道派連合によるこの申込みの受け入れ、というプロセスの明示を決定的に重要なことと考え、閣議決定の発表を差し控えて、その間に社会民主

党との協議に入ることを主張したのである。⁽¹⁷⁾

この結果会議はひとまず中断され、ひきつづき中道派各党の指導者は社会民主党指導者と会談を行なった。そして、ここで各党は、社会民主党の大連合参加の意思を受け入れ、新政府成立への障害が除去されたことが確認されたため、同日五時半からの再度の中道派会談は、クローノの辞職を最終的に了承したのであった。⁽¹⁸⁾この後、クローノは口頭と書簡で大統領エーベルトに正式に辞意を伝え、各党の指導者はシュトレゼマンを首相に推挙した。以上の経過を経て、大統領は午後一〇時半にはシュトレゼマンに組閣を要請し、シュトレゼマンもまた直ちにこの要請を受諾したのである。⁽¹⁹⁾

それならば、当時の枢要な地位にあった国家指導者は、一一日までのストライキによって醸成された体制への危機感を、どのように表象していたのであろうか。以下に幾つかの例を示してみよう。

先ずクローノ自身は、一一日の閣議と中道派首脳会談で、自らの退陣が社会民主党の支持撤回に従ったものではなく、同党の大連合参加による確固たる多数派の形成に基づくものであることを強調した。したがって、クローノの意識においては、その退陣はいわんや国内の騒擾がひきおこしたのではなく、共産党の内閣不信任案は「それ自身些細な事柄」であった。⁽²⁰⁾またシュトレゼマンは、一二日にイギリス大使ダバノンと私的な会談をもったが、席上彼は「あらゆる状況は彼等（共産主義者）に有利な状態にある」としながらも、「私は共産主義者の騒擾を、さしあたっての事態として憂慮するが、なおドイツ労働者の広汎な大衆はその心底において共産主義に同調することはない、と考える。状況の一時的な重圧が、彼等の一時的な過誤の責を負うべきである」と述べて、⁽²¹⁾この間のストライキ運動に対して比較的楽観的な見解を表わした。このような直接的な危機感の不在は、さらに治安関係当事者の場合にも共通していた。

ベルリン警察を統轄するプロイセン内相ゼヴェリングは、その回想記で「プロイセンでは警察と思慮ある労働者組織が状況を支配しうることを毫も疑わなかった」と当時の状況を回顧したが、⁽²²⁾ベルリンでは、一日まで警察が出勤する事態は発生しなかったのである。また国防軍のゼークトは、社会民主党の入閣を「フランス及び共産主義者に対する不安が勝利したものである」と論じたが、なお一二日の情勢を「国内的には騒擾状態にある。しかし共産主義者のプッチの試みは既に打破された」と表現し、闘争の頂点が過ぎたことを指摘したのであった。⁽²³⁾

このように、大連合内閣の成立に至る一連の慌しい経過にもかかわらず、当時の国家指導者の間には、体制の存続を危惧する直接的な危機感は存在しなかったのである。

クロー内閣の瓦解からシュトレゼマンの組閣受諾に至る過程を以上のようにみてきたとき、われわれは、一日までのストライキがこの政局の推移に対しどのような政治的影響力を有していたというべきであろうか。

第一に、クロー内閣の退陣に至る政局内の諸決定を直接に規定した要因は、共産党のストライキ運動ではなく、先にも述べたように、この運動の圧力を受けた社会民主党の国会議員団による大連合参加の表明であった。中道派連合の諸党とは異なり、社会民主党は運動の影響を直接蒙る地位にあり、しかもこの時期には、同党は議員団内に相当数の左派系議員をかかえ、また足下のベルリン組織は七月末にクロー内閣の退陣を要求する、という党内状況にあった。このため、社会民主党の指導部にとっては、労働者の膨大な現状不満のエネルギーを慰撫するとともに、なお共産党に対抗して、噴出する不満を共和制の枠内に繋留しうる新たな期待感を与えることが決定的に重要になった。そして同党はこの課題を、クロー政府への支持の撤回と新たな「国民的合意」である大連合政府の形成及びこの政府の下での労働者政党の発言力の強化拡大、という方向をもって果そうとしたのである。⁽²⁴⁾

他面、そのような社会民主党の志向は「国民の広汎な合意」を望むクーノと、かねてからビュルガー政党の指導下にあり共和派の労働者政党を傘下に含む大連合の成立を最良の政府形態とするシュトレーゼマンによって受け入れられることになった。こうして、国民党から社会民主党までを糾合する共和派諸政党の大連合が、困難な局面を打開する「最後の手段」として登場したのであった。

このように、初期のストライキ運動は、明らかにベルリンを騒擾的な雰囲気^霧に陥れたが、政治的には、一二日までの政局の推移においてなお間接的な影響を及ぼしたにとどまったのである。この運動は、首都のベルリンを席捲したが、そこで発揮されたエネルギーは、社会民主党と労働組合がいわば緩衝器^{バッファ}となることによつて、政局のレヴェルではさしあたりは同党議員団の現政府不支持と大連合への参加をもたらしした。かくしてストライキは、七月の末から浮上した、大連合に至る政局の流れを決定的に加速させたのであるが、それ自身では独自の政治的な形象化をもたらしなかつたのである。

それでは、一二日以降の運動はこの危機をさらに亢進させたのであろうか。同日には大連合が実質的に成立したが、これに対し共産党は、首都のストライキの継続と全国へのゼネストの拡大を訴えた。しかしながらベルリンでは運動は以降鎮静に向かうこととなる。

この一二日は、ストライキの拡大にとって折悪しく日曜日であった。同日、共産党の中央部と経営協議会全国委員会は連名で声明を発表し、ゼネストを全国に拡げることを試みた。それとともに『ローテ・ファーン』紙は、昨日没収されたベルリン経営協議会集会の決定を載せ、「さしあたって一四日一二時まで」ベルリンのストライキをつづけることを呼びかけた。さらに同紙は、革命時のローザ・ルクセンブルクの論文と同一の表題をもつ「動き出したアケ

ン」(„Der Acheron in der Bewegung“)という論説を載せて「直接行動の時代」が開始されたことを告げた。しかしベルリンでは、この日はシェーンフリース街などでの小規模な衝突事件や共産党員の部隊による街頭での宣伝活動などを除き、運動は際立った動きをみせなかった。

次いで一三日には、公企業の闘争としては、高架鉄道労働者が経営者側の回答を不満として労働サボタージュと行進を行なった。しかし、経営者側は直ちに二日分の各五〇〇万マルクの支払いを提示し、労働者の側もこれに応じて再就労を決定した。また金属労働者の行動は、ボルジヒの工場をはじめとしてなお多くの経営で活発であったが、これらは、従来の賃金協定を新たな支払い条件の下で一週分延長することが認められたために漸次収束に向かった。⁽²⁵⁾

地域的にみると、フリードリヒハイン、シャルロッテンブルクのように、域内で一時ゼネストの様相を呈するところが存在した。⁽²⁶⁾しかし、それらの場合も主として政府側の支出した各企業に対する賃金、俸給支払いのための補助金に基づいて各経営者が譲歩を行ない、その結果運動はやはり鎮静に向かったのである。このためプロイセン内相は、前にクローノ政府が発動した、警察、国防軍の街頭への示威的な出動という命令の実施を差し控え、武装隊の配置もきわめて慎重に行なって労働者に対する刺激を避けたのであった。⁽²⁷⁾

その間、大連合内閣の組閣工作は、曲折を経ながらも各党の間で迅速に進められた。交渉に際しては、国防相と内相のポストをめぐる折衝が難行した。社会民主党は当初、内務、財政、労働、司法の各ポストを要求し、また国防軍と非法法右翼組織との関係を批判してゲスラーの国防相留任に強い難色を示した。⁽²⁸⁾しかしながら、エーベルトと他の中道派諸政党がこの主張に反対し、結局ゲスラーの国防相留任が決定された。⁽²⁹⁾このため社会民主党は、見返りとして内相のポストの獲得に固執し、⁽³⁰⁾これは中央党との間に対立を生んだ。そしてこの点は、シュトレーゼマンの裁断に従い、

社会民主党のゾルマン (W. Sollmann) が内相に就任することによって解決し、これに対し労相のポストには、中央党のブラウンズが留任することになった。⁽³¹⁾ かくして、シュトレーゼマンは「共和国発足以来、最も迅速な政府形成の一」⁽³²⁾ という経過を経て、一三日午後七時三〇分には組閣工作を終えたのである。⁽³³⁾

翌日の国会は、シュトレーゼマン大連合内閣を二四〇対七六の多数によって承認した。この内閣の信任投票では、共産党は国家国民党と共に反対票を投じ、バイエルン人民党は棄権した。また社会民主党は同日議員団会議を開き、ここでは八三名が大連合政府に賛成し、三九名が反対の意思を表明した。特に旧USPD系議員はほとんどが反対の立場をとり信任投票を棄権した⁽³⁴⁾が、これは、左派がこの時点でとった唯一の集合的な行動であった。他方、国民党の側もクヴァーツ (R. Quatz) らを中心とする右派系議員が、社会民主党の入閣、特にその内相就任に強く反対し、一日の本会議では一二名の議員が退場して内閣不信任の示威を行なった。⁽³⁵⁾ このように、シュトレーゼマン大連合内閣は、出発の当初「最も高度の同質性と有能性」⁽³⁶⁾を誇ったにもかかわらず、内部に鋭い不安定要因を抱えていた。そしてシュトレーゼマンは、同日の就任演説において「われわれが発展させうる最良の外交上の行動は、国内の諸関係を整備する」⁽³⁷⁾ことであり、この目的のために「憲法に則った国家意志を肯定する全ての諸力の結集」を訴えたのである。

右に詳しくみてきた通り、共和派の諸政党は、反体制派の大規模な大衆動員と前政府の崩壊という状況の中から、相互の敏速な結集により大連合政府を成立させた。同内閣は、その「過大な規模」の故にもともと分極要因を孕み、事実それは、ルール紛争の外交的終結をもたらした後に、課題の重心が内政問題に移ると程なく瓦解するであろう。けれどもこの時点での深刻な国内危機に対しては、新政府は、きわめて短時日のうちに多数の政党の支持を得て発足することに成功した。その点で共和派の諸政党は、ともかくも「体制に対する忠誠を、それ以外の政治的態度、イデオ

オロギー上の立場及び諸利益よりも優先させる⁽³⁸⁾」姿勢をもって危機に対処しえたのである。

以上のような大連合政府の成立に対し、一二日以降退潮に向かったベルリンの運動は、一四日になると個々の経営での小規模なストライキを残しながらも、最早再生する力を喪失した。共産党の政治局は、大連合内閣の形成に対抗して「少くともあと一日」ストライキを継続することを試みたが、⁽³⁹⁾大勢を変えることはできなかった。同日正午から開かれたベルリン経営協議会集會では、中央ストライキ指導部が報告を行ない、若干の成果を獲得したことを確認するとともに、経営者と改良主義者の態度を非難し、あわせて全国の運動が期待したほどのまとまりをもたなかったことを述べて、ストライキの終結を提案した。これに対し、ジーメンス社の代表がストライキの終結に反対したが、集會の大勢を変えることはできなかった。またこの集會では、左派のフィッシャーも終結の提案に賛成し、「共産党は全力を尽した」と述べた。⁽⁴⁰⁾さらに同じく左派に属するマスロフは、ベルリン地域指導部の會議で、この時点でストライキを武装闘争に発展させることを不適当とする意見を表わしていた。⁽⁴¹⁾かくしてベルリンの集會は、八月のゼネストを、「カップ一撥以来最大の自生的な大衆運動」と規定したが、大衆の憤激が退潮したことを認め、ストライキの終結を決定したのであった。⁽⁴²⁾以上により、首都のベルリンでは政治危機は回避されたのである。

それでは、一日から拡大し始めた地方のストライキはどのような様相をもったのであろうか。それらは、ベルリンの運動を引きついで、さらに運動を長期化させることができたであろうか。次項でこの問題を取り扱うことにしよう。

(ii) 地方のストライキ

共産党の最高指導者であるブランドラーは、後にこの年の闘争を総括するコミンテルン第五回大会で、次のような主張を行なった。即ち、八月のストライキでは党の同志は政治局の決定にもかかわらず、ベルリンでゼネストを一日延ばすことができなかった。しかし、このことは（当時の状況からして）非難に値いしないのであって、問題は、われわれの党が強固な地歩を占める地域で、運動を経済的な要求の枠をこえて拡大させることに失敗した点であった。ブランドラーによれば「ベルリンの力が充分でないとしても、われわれは党の力がより強固な地域で、反革命の強化に対し『国労働者政府』のスローガンの下に闘争を継続すべき」⁽⁴³⁾だったのである。それならば、共産党は、ベルリン以外の各地の運動でどのような指導を果したのであるか。これらの地域では、運動は共産党の呼びかけに応じて一日から全国化の萌しをみせ始め、一三日になると、ストライキは主要な工業地帯の多くを掩った。われわれは、それらの運動を悉く点検することはできないが、以下では共産党の影響力が強く、それぞれに独自のパターンをもった次の四つの地域を対象にして検討を進めることにしよう。それは、(1) 邦社会民主党政府を頂き、労働者政府成立の可能性をもっていたザクセンとテューリンゲン、(2) 地域の組合指導部の主導権を共産党がほぼ手中に収めていた中部ドイツのハレ・メルゼブルグ、及び(3) 共産党左派の拠点であり、組合の統制がほとんど及びえなかったラインラント・ヴエストファーレン、の以上四地域である。本項では、これらの地域の闘争の経緯を吟味することによって、八月におけるクーノ・ストライキの全体の帰結を明らかにすることにした。それは同時に、当時の共産党の組織状況の一端を示すことにもなるであろう。

先ずわれわれは、前節にひきつづいて、ザクセン邦のストライキ運動と、それに関する邦社会民主党政府と共産党

の各々の対応をやや詳しくみていくことにする。この邦では、エルツゲビルゲルフォクトラント地域の炭鉱労働者のストライキを中心として、八月初旬から運動が急速に尖鋭化した。

先にふれたように、ザクセンの鉦山地帯では、七月末から各地で個別的な闘争が散発していたが、八月三日には、同地の中心地区であるツヴィカウリエルスニッツ地区でストライキに入っていた経営協議会、諸労働者組織が、その継続と拡大を決定し、同時に、組合の統制をこえて独自の中央ストライキ指導部を選出した。このため、組合指導部は翌日からスト資金の支給を停止したが、運動は新たな指導部の下で、行進、雇傭者側の建物の占拠などの行動を通じて急進化していったのである。⁽⁴⁴⁾

かかるストライキ運動の拡大に対するツァイクナー政府の対応は、きわめて二面的なものであった。同政府は、当初この運動が経営協議会を中心とした運動であったために、必ずしも肯定的な態度をとらなかった。政府は、国政府に対しては、炭鉱ストライキを「社会的な困窮状態」に由来するものとしたが、他方、このストが政治的領域に拡大することには反対し、従来の組合運動の枠を外れた闘争、特にツヴィカウリエルスニッツ地区のそれを非難した。そして八月一日には、政府系紙の『ザクセン邦新聞』で、ストの越権行動を非難する態度を明らかにし、従来とは異なり必要な場合には争議地区に警察を派遣することを表明したのである。⁽⁴⁵⁾さらに、邦政府は事態の進展に鑑みて、労働組合、経営者双方に妥協案を提示して両者を和解させようとしたが、その場合、中央スト指導部を交渉当事者として承認することを拒否した。⁽⁴⁶⁾しかし、ストライキ運動に直接干渉することについては、終始これを回避したのであった。

他面、その間邦政府は国政府と「他国のような外交的な書簡の交換」⁽⁴⁷⁾を続けた。この両者の関係の悪化は、大衆運動の激化と相まって、邦政府に対する経営者側の不満を著しく増大させ、彼等は国側の干渉を強く要請した。八月三

日には炭鉱の経営者組織が、国の治安監視委員であるキュンツァー (O. Kinzer) に書簡を送って、国の武装機関の介入を要求し、⁽⁴⁸⁾そのため内相エーザーは、八日ザクセン政府に対し、邦警察の出勤を要請したのであった。⁽⁴⁹⁾また、内閣官房長ハムの覚書に従えば、ザクセン問題は国にとって「最大の困難」であり、クーノ政府は次のような措置をとることを考慮していた。即ち、それによれば、(一)憲法第一五条に基づき首相が司法省の委員をザクセンに派遣すること、(二)国会の決定に基づき、内務省から警察関係の調整のために委員をザクセンに派遣すること、が当時政府内で検討されていたのである。⁽⁵⁰⁾

以上のような邦政府の和解の試みと国、経営者側の対抗にもかかわらず、七日の鉱山系経営協議会役員会議は、邦政府案に基づく経営者側の譲歩を拒否した。⁽⁵¹⁾そして八日には直接投票を行ない、三分の二以上の多数でストの継続を決定した。⁽⁵²⁾その結果、闘争は一段と激化し、部分的には百人隊の堅坑占拠と経営協議会によるその管理も試みられ、⁽⁵³⁾さらに幾つかの経営では、労働者が経営者を自宅から交渉の場に連行し、労働者の圧力の下で交渉を進める、という事態も生まれたのであった。⁽⁵⁴⁾

このように運動が昂揚し、九日にはケムニッツなどの多くの都市で大衆集会が開かれたために、邦政府は「政治状況は極度に緊迫しており、形式的思考は退けなければならぬ」と判断するに至り、炭鉱労組地域指導部とともに、中央スト指導部をも招請して、直接的な斡旋にのりだした。その結果、翌一〇日、経営者側と炭鉱労組及び中央スト指導部は邦政府の立会いの下で交渉を行ない、ここで経営者側が三日の経営協議会集会の要求を大筋で承認したことにより妥協が成立した。このためスト指導部は、翌日経営協議会代表者会議を招集し、妥協案の受け入れとストライキの終結とを決定したのである。⁽⁵⁵⁾

以上のように、ザクセンのストライキも経営協議会を主要な担い手として進行了のであるが、では共産党は、こ

これらの運動を基礎として如何なる政治行動をとつたのであろうか。同党は、邦政府の労使和解の試みを再三にわたり批判し、政府が労働者の要求に沿って組合に働きかけることを強く要求するとともに、各地の集会で活発な政治宣伝をくり広げた。こうして共産党は、邦政府の二面的な態度を批判しつづけたが、しかしこの時期にもなお邦政府に対し従来の態度を大幅に変更することはなかった。彼等は、運動の昂揚を背景として、邦政府に入閣してその基盤を強化するか、或いは支持を撤回して批判の姿勢を決定的に強めるか、といういずれの立場もとるには至らなかった。同党は、邦議会のレヴェルでは、僅かにその議員団が「生活改善のための決定的な措置」(有価物没収などを指す)を求めて、ツァイクナーに邦議会の招集を呼びかけたとどまつたのである。⁽⁵⁶⁾ また一一日の炭鉱ストの終結に際しても、スト指導部内の共産党員は、毅然たる終結を訴えてこの決定を支持したのであった。⁽⁵⁷⁾

以上のように、共産党は、八月初旬から継続していた炭鉱ストライキを自己の政府構想と結びつけ、これを政治運動に発展させることができなかったが、かかる同党の指導のあり方は、一一日以降さらに組織的な欠陥を露呈させることになった。

先に述べた通り、ザクセンの炭鉱ストの指導部は一一日に闘争の解除を決定し、共産党もこの決定に支持を与えたが、同日はベルリンの経営協議会集会在ゼネストを呼びかけた日でもあった。そしてザクセンでは、後の同党のエルツゲビルゲリフォクトラント地域指導部の表現によると「党中央部の拙劣な通信と編集報道」のために、彼等が同地のゼネストの方針を打ち出したのは、一三日付けの邦内党機関紙『戦士』においてであった。かくして、二つの地域の運動の時間的な齟齬は明らかであったが、ザクセンの共産党は右の呼びかけに基づいて急遽闘争の再起を図った。けれども、社会民主党と組合指導部は、ゼネストの方針に強く反対し、社会民主党系の労働者もまた闘争の再開に消極的であった。このため運動は著しい拡大をみせず、個々の炭鉱や金属系経営での労働放棄、及び一四日の

ツヴァイカウにおける示威行進と経営協議会集会在敢行されたにとどまらず、ザクセンの運動は沈静していったのである。⁽⁵⁸⁾

上にみた通り、ザクセンでは炭鉱労働者を中心とした運動が急進化し、そこでは共産党と社民党系の労働者の提携もすすんだ。他方、邦政府は、国政府、経営者側と左傾化した労働運動との間に立って動揺をくり返したが、後者の圧力におされて、組合運動の枠を外れたスト指導部を承認する場合も存在した。その意味では、共産党は成果をあげたが、しかし同党は、ストライキの昂揚にもかかわらず、従来の運動構造を基本的には変えなかったのである。

これに対し、テューリンゲンでは共産党と邦社民党政府との関係は悪化した。ここでは、共産党は邦政府に対し新たな行動の形態をとりえたであろうか。以下、同邦の状況をかいつまんでみることにしよう。

テューリンゲンでは、五月以降共産党と社会民主党との対立が続いていたが、八月に入るとその対立は一層深刻化し、このような両党の不和は、他の中間、右派政党の利用するところとなった。彼等は、社会民主党と改めて政府形成の問題について協議することを画策し、そのため八月四日には国民党などがフレイリヒ内閣に対する不信任案を提出した。⁽⁵⁹⁾ この不信任案は「テューリンゲンの政治状況を明確にするために」政府への信任を一旦解きその後社会民主党を含めた新政府の成立を図ることを目的としていた。このような動きに対しては共産党も警戒を強め、先の不信任案を邦大連合政府への布石として非難したのであった。⁽⁶⁰⁾

テューリンゲンの運動は、一日のゴータ、イエナにおける経営のサボタージュ行動によって開始され、一三日には、上記の二市とヴァイマル、ゴータの経営協議会集会在翌日からストに入ることを決定した。⁽⁶²⁾ その結果、一四日にはアイゼナハ、アポルタ、レーネなどを含む主要都市の多くの経営がストライキに入った。⁽⁶³⁾

こうして同邦では一日から運動が昂揚に向かったが、邦内務省はその圧力を受けて、市町村当局に食料在庫の調

査を行なう権限を与え、この活動に統制委員会が協働することを承認した。しかし他方、政府は運動が政治的な性格を帯びることを警戒し、一四日にはエルフルト市の共産党機関紙『ルール・エヒオー』及びゼネストを呼びかけたイェナ市の同党機関紙『ノイエ・ツァイトウング』特別号を没収したのである。⁽⁶⁴⁾

この邦政府の措置は、共産党の強い反撥をひき起した。そのためこの時期には、共産党は基本的にフリーリヒ内閣の信任を解く立場を打ち出したのである。⁽⁶⁵⁾ 両者の対立は、次節でみるように九月に入ると頂点に達する。しかしながら共産党は、議会レヴェルでは、邦議会が五日から休会に入っていたために、邦政府への不信任案を上程することはそもそもできなかった。また同邦では、国民党などの新たな動きにより議会内での多数派関係が変わる可能性があったために、共産党は、ザクセンの場合とは異なり邦議会の招集をあえて要求はしなかった。そして、同党が議会外の大衆運動を邦政府と全面的に対決させる道を選ばないまま、ストライキ自体は、全国の運動が退潮したことにより一五日以降は鎮静に向かったのであった。このようにして、テューリンゲンでも共産党は、邦社民党政府との対立が激化したにもかかわらず、この政府への従来の姿勢を根本的には転換させなかったのである。

八月に入ると、これまで共産党が邦政府に影響力を及ぼしてきたザクセンとテューリンゲンで、共産党は大衆運動の動員能力を拡大させたために、邦政府とはきわめて微妙な対抗関係にたつようになった。両邦での状況の推移をまとめると、われわれは次の点を指摘することができるだろう。第一に、これらの地方の共産党指導部は、八月のストが激化する過程で、邦政府の存続とも関連する自らの政府構想の実現について、ほとんど事前の準備をもちあわせていなかったのである。彼等は、大衆運動の圧力を、自党の入閣にも或いは逆に政府の打倒にも利用することは行なわなかった。第二に、特にザクセンでは、同地のストの波と首都からのゼネストの指令との間では、明らかに時間的ならず

れがあった。従って、党中央の「国労働者政府の樹立」というスローガンは、この面からも邦レヴェルではほとんど実効性をもちえなかった。第三に、邦政府は、経営協議会を中心とする運動の政治化を恐れてこれに対抗行動をとる場合もあったが、彼等もまた対共産党の姿勢を明確には転換させなかった。そして、ストライキの間は邦議会が休会していたから、政府の改組乃至倒壊が緊急に問われる余地はさらに乏しかった、といえよう。このようにみても共産党は、ザクセンとテューリンゲンで邦の自立性に依拠して半ば孤立的な地位を保っていた邦社民党政府を、自己の反体制的な政治ポジションにひきよせることはできなかったのである。その意味では、両邦の危機は深刻であったとはいえ、なお政治的には限定的なものであったとみることができよう。この間、両邦をめぐる国側を含めた諸勢力の対立の構図は、ついに大きな変動を蒙らなかったのである。

それならば、急進的な労働運動が異なるパターンをもつ他の二つの地域では、ストライキはどのように推移したであろうか。引き続き、これらの地域の運動を点検することにしよう。

ハレリマルゼブルグ地域は、共産党の傘下の地域の中でも最も強力な党組織をもつところの一つであり、ここで同党は、ベルリン、ヴァッサーカント、ルール、エルツゲビルゲロフトラントと並ぶ最大多数の党員を擁していた。⁽⁶⁶⁾そして、エルジルによれば、同地での運動は、八月の闘争で「際立った役割」⁽⁶⁷⁾を果したのである。^(*)

(*) ハレリマルゼブルグは、第一次大戦の戦時経済下で急速に発展した工業地域であった。同地は、褐炭の主要な産地であるとともに、マンسفェルト鉱山を中心に銅を、またアシャースレーベンその他からカリを産出した。そして、これらの鉱物資源を利用して、従来から金属、機械製造及び幾つかの軽工業が発展するとともに、第一次大戦中にはとりわけ化学、電気産業が興

隆した。中でも、大戦中にメルゼブルク市近郊に急遽建設され、周辺の農業従事者から大量の工業労働者を調達したロイナ工場はその象徴的な存在であった。この地域では、革命時の一九一九年二月三月に大規模な経営協議会の運動が起ったが、エルツェンによれば、その目標は他の地域よりもより「経済的」な性格の強いものであった。この運動の指導者の一人は、後に共産党の指導者としてブランドラーに近い立場にたったケーネンであり、当地はブランドラー派の拠点の一つであった。⁽⁶⁸⁾

共産党の運動がこの地域で有した特色は、同党が自由労働組合の組織の中で、相当に有力な地歩を占めたことであった。即ち同党は主要な工業都市であるハレで組合地区連合の執行部の多数派を占め、またアイスレーベン、ビッターフェルトなどの工業地区でも同様の地位を保持した。さらに、一九二三年三月に開かれたハレ・メルゼブルク地域の地区委員会会議で多数派を得たことから、共産党はこの地のADGB地域委員会（各組合を横断した地域の指導組織）を掌握することに成功した。けれども、この多数派の獲得は、おそらくは社民党系の地区委員の参加が少なかつたためにもたらされたものであって、同委員会の動員力はなお未知数であった。またそれとは別に、共産党系の経営協議会が中心になって、一九二二年一月の全国経営協議会大会に向けてハレで中部ドイツ経営協議会大会が開かれ、そこで恒常的な指導機関として「九人委員会」が設置されたのである。⁽⁶⁹⁾

さて、八月には、この地方でもベルリンのストとほぼ時を同じくして、六日からマンスフェルト地区で鉱山ストライキが勃発した。これは、週賃金の完全支払いを求めて始まったものであるが、周辺の化学、金属工場などに直ちに拡がった。⁽⁷⁰⁾ この地域の運動でとりわけ注目されるのは、ストの拡大の波を受けて、一二日にハレでADGBハレ・メルゼブルク地域委（既述のように共産党系が主流であった）が招集する中部ドイツ経営協議会大会が開かれたことであった。そして、この大会は正規の組合指導部が呼びかけたものであったので、社民党系の組織も相当数が参加したので

ある(エルジルによれば、三三九名の経営協議会代表のうち七〇名が社民党系であった)。大会は、当初ほとんど満場一致で翌日からストライキに入ることを決定した。けれども会議の途中で、中央スト指導部への選出に推された社民党員がこれを拒否し、そのために大会は一時中断した。この後、共産党と社会民主党及び組合指導部は協議を行なったが調整が果せず、結局、社民党系の代表は、党と組合の圧力によって議場から退去したのである。しかしながら、残留した経営協議会代表は会議を続行し、独自の中央スト指導部を選出するとともに、さらに各地区毎にもスト指導部を設置した。⁽⁷¹⁾ こうして、一三日からはハレを中心として、社会民主党系組織を除く多くの経営協議会で、鉱山・化学・金属労働者のストライキが展開されたのであった。⁽⁷²⁾

以上のような事態の推移により、一四日は中部ドイツでは「極度の緊張」を迎えた。同日には「三月行動」時の行動によって急進的な労働運動の象徴的な存在でもあったロイナ工場がストライキに合流し、共産党のハレ・メルゼブルク地域指導部は、当初の三日間のゼネストを、さらにその政治的、経済的な要求が「完全に確保される」⁽⁷³⁾まで継続するように呼びかけたのである。

一四日のベルリンでのストライキ終結の決定は、中部ドイツの運動がこのように昂揚した時点でハレに伝えられたのであった。そのため、ハレ・メルゼブルクの党地域指導部は、終結の決定に反対する意向を党中央に伝えた。⁽⁷⁴⁾ けれども、党指導部はベルリンの情勢を考慮して終結の決定を覆えすには至らず、その結果、ハレのスト指導部もまた、ゼネストの終結を宣することを余儀なくされたのである。かくして、スト指導部は一五日に、スト期間中の賃金支払い要求その他のための運動の継続を呼びかけつつ、運動の収束を図った。彼等は一五日から翌日にかけて、各地区でのスト指導部会議または経営協議会集会の開催を指示し、これらの会議では、労働者の間でしばしば幻滅感が表明されたが、最終的にはここでストライキの終了が承認されたのであった。同地では、その後も散発的に闘争がくり返さ

れ、警察との衝突事件も発生したが、中央スト指導部のメンバーは、二〇日に「戦闘は打破された。われわれは次の闘争に備える」という声明を出して、運動の全体的な終焉を確認したのであった。⁽⁷⁵⁾

ハレリメルゼブルク地域の運動は、他の地域と比較してもより大衆的な拡がりをもち、全国の闘争の中で重要な一翼を担った。ここでの運動を総括してみると、共産党は同地で地域的なまとまりをもつ経営協議会大会を開くことに成功し、大会は一時はストライキを統合する基礎を作りうるかのようにみえた。けれども、それらの運動は、結局は社会民主党と組合指導部の抵抗と共産党自身の組織的な混乱によって、ベルリンの闘争を継続することができなかったのである。これを別の側面からみると、次のように把えることができよう。即ち、共産党は従来からこの地域の労働組合で有力な足懸りをもっていたが、八月の闘争では、彼等はその地位を利用して組合組織を有効な闘争機関とすることができなかつた。ここでも闘争の主要な推進力になったのは経営協議会であり、その点は、労働組合がたとえ共産党の傘下におかれたとしても、この時期には運動組織としての機能をもちえなかつたことを示している。こうして、ハレリメルゼブルク地域の運動は、クーノ・ストライキの運動構造の特色を示す一つの典型的な事例となったのである。

最後にわれわれは、急進派の労働運動の最大の拠点であり、この年の五月にも大規模なストライキを起したルール地方の運動に手短かにふれることにしよう。同地方の運動は、八月初頭から一部は月末まで断続的につづき、それらは多くの混乱を伴っていた。⁽⁷⁶⁾

この地方の運動の最大の特色は、それが中央の運動とは相当に独立して遂行されたことであつた。ルールの闘争は、

八月初めの鉱山のストではむしろ穏健なグループの指導下にあったが、八日前後からはエッセン、ミュールハイムなどの多くの鉱山やマンネスマン、バイエル等の大企業で「受動的抵抗」の行動が、またデュッセルドルフ、クレーフエルト、ハーゲンその他の都市でデモ、集会が拡がり始めた。これに対し、共産党は手工頭脳労働組を通じて漸次影響力を強め、一日には同党は地域の運動を統合するためにエッセンで経営協議会集会を開催した。けれども特徴的なことは、それまでの運動がベルリンのストと関わりなくすすめられてきたことであり、例えば大会の決議では、クーノ政府打倒のスローガンは、十四の要求項目のうち十二番目の位地を占めたにすぎなかったのである。

共産党の中央が同じ一日に発した全国ゼネストの指令はルール地方の運動にも変化を与え、党内右派の拠点地域であったゾーリンゲン、レムシャイド、グッパータルは地域的なストに入った。他方それとともに、従来から独自のイニシアティブによって進められてきた運動は、さらに拡大を続け、同地方の運動が頂点に達したのは、ここでも党中央のゼネスト終結の指令とは裏腹に一四日から一五日にかけてであった。運動はその後各地でロック・アウトや解雇、及びそれに対抗するスト、労働休止、集会などがつづいたが、一七日に国労働省がルール炭鉱の労使に仲裁決定を行なったことが重要な転機となり、運動は漸く鎮静に向かった。このため共産党は、二一日に再度エッセンで「危機的状況の故に」ライン・ヴェストファーレンの経営協議会集会を開き、集会は賃金要求と「受動的抵抗」をつづけるとしながらも、運動を縮小することを方向付けたのである。ルール地方の運動は、これ以後も北部やエッセンなどの鉱山でつづいたが、新たな賃金協定の締結と共産党の就労の呼びかけにより、月末までにほぼ終焉した。けれども、一部の鉱山のストとロック・アウトは九月になっても継続した、とされている。

八月のルールのストライキは、五月のそれと比較すると地域的な拡がりは大きかったが運動の中心になる地域がなく、より拡散的な性格をもっていた、といえよう。また運動の主要な誘因になったのは今回も賃金問題であったが、

インフレの進行により、五月の場合とは異なり経営毎の小ささみの賃上げとその即時の支払いとが必要になり、そのため労働者自身も工場や鉱山から長く離れることはできず、街頭での騒擾は五月に比べると少なかった。また共産党の指導の問題についてみると、地区の指導部が相互に行動を調整した形跡はなく、個々の党員は、指導部が戦術的な行動をとる前に運動に参加した。さらにピーターズンによると、五月のストの際とは違って、党内文書ではルール地方の指導部への党中央の指令は見出しえず、また、ベルリンの指導者がこの地方に派遣されることもなかった。それらの点からみると、この間の党内のコミュニケーションは甚だ不充分であったことが推測されうる。総じて、八月のルール闘争は、その規模の広がりにもかかわらず、党指導下の運動としては五月と比べてもまとまりをもたず、全国運動との連関はとりわけ欠如していた。その意味で、この地方の運動は、党中央の構想した運動からは程遠かったのである。^(*)

(*) 上述のザクセン、中部ドイツ、ルールの場合でその一端が窮われるように、当時の共産党の組織は、クレーノ・ストのような大規模な闘争に即応しうるほど確立されていたわけではなかった。党九回大会では、この時期の党内の状態は「(地域の) 党指導部が闘争の指導部とならず、多くのところでは一時的に闘争指導部が存在しなかった」と表現された。⁽⁷⁷⁾ また、主として党の組織問題を担当していたウルブリヒトは、ストの直前に発表した論文で、党内の「集権主義と民主主義」についてふれ、下位組織や地区グループ内に集権主義に対抗する動きがあるとして、党機構の「集権性」がなお整備されていないことを指摘した。⁽⁷⁸⁾ こうしてクレーノ・ストライキは、党組織が未確立であったことをも露呈させたのであり、われわれは、この点でもストの広がりや党の指導の不充分性をみるのである。この問題は、後の十月闘争後の党内論争で重要な争点を形成することになる。

以上のように、八月のクーノ・ストライキは各地で様々な規模と様相をもったが、上記の例の他に若干の例外を除くと、全国の運動の波は一五日以降衰退した。そしてベルリンでは、党中央がスト終結の決定を下すと、共産党系の組織は直ちに当局側の弾圧にさらされたのである。一五日には十五人委員会が共和国衛法に基づいて禁止されたが、さらにゼヴェリングは二八日に、共産党がこれに代わる組織として設立した「大ベルリン経営協議会中央委員会」(Zentralausschuss der Groß-Berliner Betriebsräte)八月の中央ストライキ指導部を改組した組織⁽⁷⁹⁾を解散させた⁽⁸⁰⁾。そして翌日には、共産党ベルリン地域指導部全員の逮捕命令を発動したのである⁽⁸¹⁾。また多くの邦もこれらの措置に倣ったために、全国で数千人の労働者、共産党員が逮捕され、個々の経営、組合でも解雇、除名が相次いだ⁽⁸²⁾。かくして、共産党は八月下旬には半ば非合法の状態に追い込まれ、ここに、一時は全国を掩った八月のストライキは全く壊滅したのである。

(iii) 小括

一九二三年夏の経済的、社会的な危機の進行の中で、クーノ政府の倒壊のきっかけを作り、シュトレーゼマン下の大連合内閣の発足までの過程で大きな政治危機をひきおこしたクーノ・ストライキは、当初の目的を達せないままに八月の中旬には瓦解した。われわれはそれらの経過を振り返ってみた場合、このストの性格をどのように評価すべきであろうか。

八月に全国を席捲したクーノ・ストライキは、明らかに一九二三年を通じて共産党が指導した最も大規模な大衆闘争であった。そして、それは経営協議会を中心とする運動であったために、共和国初期の労働運動のいわば最後の分岐点を形成したのである。このことは、『前稿』で詳述した当時の労働運動の構造を想起すると、以下のような意味を

有する。即ち、革命期後の共和派の労働運動は、革命時の組織である経営協議会を換骨奪胎して、これを共和制秩序の枠内に編入した。そして彼等は、経営協議会の運動が政治的に急進化することを警戒し、この動きを常に抑止したのであった。他方共産党もまた、経営協議会に依拠して急進的な労働運動を形成し、組合側の意図とは逆にこれを政治化して、「協議会支配」に至る緒口を見出そうとした。したがって、共和派の労働運動と共産党系の労働運動は、経営協議会の運動をめぐり最も激しい競合関係にたったのである。一九二三年の中盤から顕著になった労働組合の無力化は、このような両組織の対抗を急速に顕在化させ、そしてクーノ・ストライキは、その発展の頂点を形成したのであった。それ故にこのストライキは、二つの潮流の労働運動にとり最大の試金石になった、というべきであろう。それならば、ストライキは、両派の労働運動にとってどのような意味をもったのであろうか。

第一に、共和派の労働者組織は、特に社会民主党の大連合内閣への参加によって、ストライキの政治的な急進化を阻止することに成功した。このストの終末に関しては、労働組合や国側の調停及び一定の国庫支出が大きな役割を果たしたが、その妥協額がインフレ下の状況でさしたる額を計上しなかった点を考えると、やはり社会民主党の決定が最も大きな役割を果たした、とみるべきであろう。同党は新たな政府連合の選択とそこから生まれた期待感によって、現状批判的な労働運動の政治化をおしとどめたのであり、やや比喩的にいえば、無力化した労働組合に代わる経営協議会の運動は、社会民主党の政治的斡旋による国側の「調停」を受け入れたのであった。

第二に、第一の点と表裏の関係にたつ問題として、共産党は、このストライキを通じて、同党のプログラムを実現することに悉く失敗した、ということができよう。同党はかねてから、経営協議会の運動を基礎として、政治的には労働者政府の成立を、経済的には集権的な生産統制の政策を実現することを目指していた。そして彼等は、八月の経営協議会の運動では唯一の指導政党となり、また運動自体も、場合によっては同党の予想を上回る規模で拡大した。

しかしながら、同党はその過程で労働者政府の樹立または生産統制を具体化する契機を見出せなかったのである。この時期の経営協議会は、組合の下位機関としての機能をこえて「闘争機関」としての性格を一時的にもったが、固有の政治的な特質をもつには至らなかった。それらは、革命時には存在した「二重権力」状況を作り出す持続性はもたず、協議会組織が地区の行政権力を代位する事態も現出しなかったのである。このように、八月の経営協議会運動は、共産党が目指していた「経済闘争」と「政治闘争」を架橋することができなかった。かくして、クーノ・ストライキの限定的な性格は、「政治」と「経済」の運動の担い手を組織的に分離した共和派の労働運動の枠組を打破しえず、換言すれば、共産党は、急進的な闘争力を潜在させながらも、労働組合の並行的な組織として存在した経営協議会の「過渡的な」性格を止揚しえなかったのである。

次にわれわれは視点を移して、このストライキを体制の危機の進行の中に位地付けてみよう。さて、西ドイツの政治社会学者のイェニッケは、「危機の転移」(Krisentransposition)の各段階をモデル化して、第一図の図式を作り、わが国の篠原一教授は、これを、ブラッハーの権力崩壊についての三段階論を適用してより精緻化し、第二図のモデルを提示した。⁽⁸⁴⁾ここでは、後者のモデルに依拠して考察をすすめることにしよう。これに則してみれば、一九二三年の体制の危機は、五月に入ると、インフレの急速な進行と「受動的抵抗」の行き詰まり、及び左右両極の政党の活性化によって、深刻な「流動」状況⁽⁸⁵⁾業績危機の段階を迎えた、とみなしえよう。さらに七月の後半になるとドイツの政局は、財政危機と支払い手段の調達困難による輸入食料の減少が重なって、政府施策の「有効性」が失われる状況になった。この危機は、従来政府を支えてきた政党間連合の急速な解体をもたらし、他方それにあわせて共産党は大規模な大衆動員を図ることになった。かくして、リンスがいう「反体制的反対派と増大する暴力に直面したときに、体制維持勢力が緊急の問題を解決することができなくなる」⁽⁸⁵⁾状況、換言すれば、体制自体の正統性が大きく動揺する状

図1

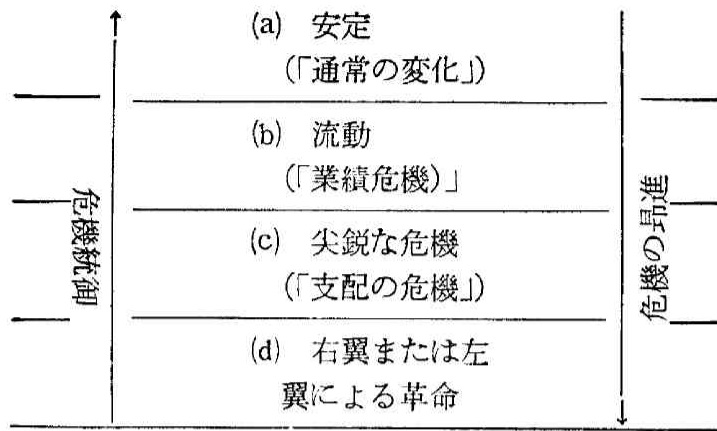
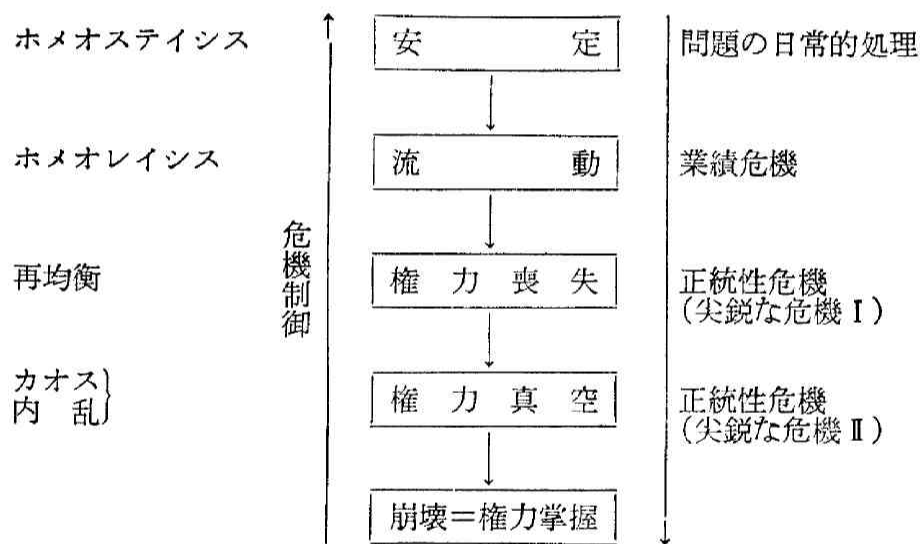


図2



況が生まれたのである。これは、体制が「尖鋭な危機」の前期的な局面に入ったことに他ならず、この段階では政治指導者の行動が危機の動向に決定的な役割を果すであろう。問題は、その行動により諸政党の「断片化」と「破片化」がさらに進み、大衆による極端派への政治選択がもたらされたか、である。結論的にいえば、事態はそこには至らなかった。その要因の第一は、体制の側からみると、倒壊した政府に代わり、新たに「国民的政府」⇨大連合政府を構築した共和派の政党指導者の敏速な対応にある。国民党の内部には「マルクス主義者」(⇨社会民主党)との提携を拒否する有力な勢力があり、これと対をなす形で、社会民主党に

は「資本家政党」(＝国民党)との連合に反対する党内反対派が旗幟を鮮明にしつつあった。その点を考慮すると、指導者間協調が迅速に成立したことは、シュトレイゼマンのリーダーシップとあわせて、体制維持の面からすると評価されるべきであろう。但しこれらの過程では、革命期と異なり、国民党の党首が首相になり社民党指導者がそれを自党の党員に説得しなければならなかった点に、この間の諸勢力の力関係の推移が明瞭に示されている。第二に、この時点では「体制挑戦者」の運動に接近してそれを増幅させ、そこから体制の危機を亢進させる「準忠誠派」の運動が不在であった。社会民主党の左派は、共和国の政治的枠組を承認しながらもその資本主義的な経済秩序には反対する、という意味で両義的な「準忠誠派」とも称すべき立場をもっていたが、彼等は八月の過程では、邦の社民党政府を含めて共産党の大衆運動に同調する動きをみせなかったのである。以上に対し、第三に、共産党の動員能力は既に詳述したようにいわば質的な限界を有していた。同党は、自らの呼びかけによって発生した大衆運動を政治的に形象化することができなかつたのである。かくして八月のドイツは、危機的な事態を迎えながらもひとまずこれを回避することに成功したのであった。一九二三年のドイツの危機は、無論それによって克服されたわけではなく、その後ルール紛争の終結とそれにつづく国内政局の混乱によって再度困難な局面を迎える。けれども、同年の左翼の側からの最大の脅威に対しては、共和国はともかくもこれを切り抜け、その体制を維持することができたのであった。

ところで、先にふれたように、この時期の状況の評価と共産党の大衆的な影響力については、従来から多くの議論がなされてきた。そこで最後に、この問題に関し幾つかの著作と論文の内容を検討することにしよう。

先ず、この時期の状況の評価についてであるが、当時共産党左派の指導者であったフィッシャーが、そのドイツ共産主義史で、当該の状況を協議会運動の興隆と結びつけて「内戦の前段階」にあったとし、ただブランドラーら当時

の共産党指導部がこの発展を妨げた、と述べている。⁽⁸⁷⁾しかし、これは経営協議会の闘争ポテンシャルを過大に評価したものであって、この立論は当時の彼女の政治的な立場とその正当性を弁証する試みであったとみるのが妥当である。またフィッシャーとは全く立場を異にするが、東ドイツの研究者も、この時期の大衆運動の可能性を高く評価する傾向がある。これは、そのイデオロギー上の姿勢から当然のことであるが、より特殊には、当時左派に属していたテールマンの一〇月の行動（「ハンブルグ蜂起」の指導）を擁護するために、八月に遡って「革命的な危機の発展の始まり」⁽⁸⁸⁾を認めるからに他ならない。

次に共産党の影響力についてやや詳しくみていくと、「世界共産主義」を著わしたボルケナウは、一九二三年夏のドイツでは共産主義者が社会主義者よりも強力な支持者をもっていた、と主張した。⁽⁸⁹⁾またローゼンベルクもその著名な「共和国史」で、この時期の共産党に関し、金属労組の代議員選挙、翌年五月の国会議員選挙の結果その他を引用して、「一九二三年夏には共産党がドイツのプロレタリアートの中で、社会民主党よりも有利であったことは全く疑う余地がない」と叙述した。⁽⁹⁰⁾同様にフレヒトハイムも、前年末から約一年間の各邦議会選挙、市町村議会選挙、労働運動内の同党の影響力に関するより詳細な数字をあげてこの見解を支持し、「共産党は一九二三年には少くとも労働組合に組織されている少数派の、そしておそらくは未組織労働者の多数派さえもの支持を受けていた」と論評している。⁽⁹¹⁾

他方ヴェンツェルは一節を割いて、主として共産党関係の文献に依りつつ利用しうるほとんど全ての数字をあげて、共産党のもつ影響力の測定を試みた。⁽⁹²⁾そして「共産党は至る所で不満分子をひきつけた」と党の力を評価したが、ローゼンベルクのような確定的な断定は避けた（尤も、共産主義を肯定し、或いはそれに「身命を賭す」部分の広汎な存在についてはきわめて否定的であった）。これに対しアングレスは、党の影響力を過少に評価する傾向をもち、上の筆者達が引用した数字は主として共産党系の文書に拠っていること、及びそれらには当時の党員数（約一九万名であった―筆者）

が示されていないことを指摘してこれを批判し、この時期の共産党の影響力に関してはきわめて限定的な評価を与えた(但しその場合、党員数をもって直ちに党の力を推定することは適切ではないであろう。このような時期にあっては、党の指導⁽⁹³⁾と状況の如何によつてその数はきわめて可變的であり、また黨員とその支持者の間には間断のない連続性が存在するからである)。

これらの著作が試みたように「統計」的な数字の列挙によつて共産党の影響力を推定することも重要であるが、一九二三年夏に共産党が保有した大衆的な影響力の質は、その政治指導と組織力の問題を含めて、クローノ・ストライキの経過そのものが最も明瞭にこれを示しているのではないだろうか。そしてこの問題は、前出の諸研究では十分に論及されていないストライキの性格、即ちこの運動が多義的な機能をもつ経営協議会に依拠したストであったことに着目し、さらにそれを『前稿』で抽出した共産党の運動構造に引照してみると、最もよく解明しうると考えられる。この点を注視するならば、われわれは、共産党の大衆運動に対する影響力の相対的な大きさとその限界とを統一的に把握することができるのである。

既述のように、クローノ・ストライキは、労働組合の機能が著しく低下した時点で経営協議会のエネルギーを噴出させ、そして共産党は確かにその中で唯一の指導組織となった。その面で、共産党の大衆運動に対する指導能力は充分に作動したのであり、この時点を中心とした労働者組織内での同党の影力響は、社会民主党のそれを一時は凌いだとも思われる。したがってわれわれは、アングレスのように、当時の共産党の大衆運動に対する影響力を過少に評価することはできないであろう。さらにわれわれは、ローゼンベルクのように共産党指導部の「議会主義」的志向を強調することも不適當である、ということができる。しかしながら共産党の指導は、経営協議会の運動を固有の政治的な方向に統合することはできず、それは、生活の極度の困窮状態に対する大衆の多分に不斉合な行動を誘発し拡大させたにとどまったのである。この点からすれば、労働者組織に対する共産党の影響力は限定されたものであった。かか

るクローノ・ストライキの構造は、時としては現状打破的なエネルギーを発揮しながらも、なお労働組合の下位組織として存在した経営協議会の性格に照応していた、といわなければならない。共産党は、経営協議会の急進的な闘争力を代弁しえたが、この組織の革命期後の特有の諸機能は超ええなかつたのであり、かくしてクローノ・ストライキは、統一戦線運動を追求した共産党が、当時のドイツの政治過程に対してもつ「射程」を典型的に示したのであった。

以上のような共産党の運動は、ロミンテルンの指導に基づく蜂起計画の導入とともに、根本的な転換をとげることになった。

- (1) Die Rote Fahne, Nr. 185, 12. August 1923.
- (2) Flugblatt der Vollversammlung der Betriebsräte Groß-Berlins vom 11. August in: Dokumente, VII-2, SS. 402-403. なお二二頁の『ローネ・ンターネ』では(4)が削除され(5)が欠落していた。
- (3) Die Rote Fahne, Nr. 185.
- (4) Vorwärts, Nr. 373a, 11. August 1923.
- (5) Vermächtnis, Bd. I, SS. 77-78.
- (6) H. Ruppier, op. cit., p. 213.
- (7) Sozialdemokratischer Parteitag 1924. Protokoll mit dem Bericht der Frauenkonferenz (27.11.1924) Protokoll S.P.D. 1924-25 (第11巻) Berlin, 1924, S. 83.
- (8) Akten Cuno, S. 744.
- (9) Inprekorr, Sonder-Nummer 135, 1923, S. 1178.
- (10) G. Hortschansky, op. cit., S. 221.
- (11) Protokoll S.P.D. 1924, S. 83.
- (12) Vorwärts, Nr. 374, 12. August 1923.
- (13) Vermächtnis, Bd. I, S. 78.

- (14) Akten Cuno, SS. 739-743. なせの日の会議の議事録は残存してつた (Vgl. *ibid.*, S. 733, Anm. 1)。本文の叙述は、翌日の中道派連合の会議に於ける参加者の発言から再構成したものである。
- (15) Akten Cuno, S. 733.
- (16) *Ibid.*, SS. 734-738.
- (17) *Ibid.*, SS. 739-743.
- (18) *Ibid.*, SS. 743-745.
- (19) Vermächtnis, Bd. I, S. 88.
- (20) Akten Cuno, SS. 733-734, S. 739.
- (21) V. D'Abernon, An Ambassador of Peace, Berlin, 1929-1930, Bd. II, p.270.
- (22) なせ、社会民主党が大連合に参加することを容易とした背景としては、プロイセンにおける同党指導下の大連合政府の経験を挙げることはある。
- (23) Aufruf der Zentrale der KPD und des Reichsausschusses der deutschen Betriebsräte vom 12. August in: Dokumente, VII-2, SS. 404-405.
- (24) Die Rote Fahne, Nr. 185; Vorwärts, Nr. 374a, 13. August 1923.
- (25) Die Rote Fahne, Nr. 186, 14. August 1923.
- (26) Die Rote Fahne, Nr. 187, 15. August 1923.
- (27) O. Wenzel, op. cit., S. 171.
- (28) A. Kastning, op. cit., SS. 114-115.
- (29) E. Eyck, op. cit., S. 338.
- (30) A. Kastning, op. cit., S. 115.
- (31) Vermächtnis, Bd. I, S. 88; R. Morsey, op. cit., SS. 516-517.
- (32) V. D'Abernon, op. cit., p.276 (シタナーマンがダムンンに述べた言葉)。
- (33) シタナーマン内閣は、内相、国防相の他には次の閣僚によって構成された。副首相兼復興相シヒット、財政相ヒルファディング、郵政相クノッ (A. Höfe)、被占領地相フックス (J. Fuchs) — 以上中央党、交通相エーザー (O. Oeser) — 民主党、食料相ルター。

(34) A. Kastning, op. cit., SS. 115-116.

- (35) A. Timme, *Stresemann und die Deutsche Volkspartei 1923-1925*, Lübeck, 1961, S. 36.
- (36) V. D'Abernon, op. cit., p.276. (ハムリンジャーの「ドイツの歴史」)
- (37) *Verhandlungen des Reichstags*, Bd. 361, S. 11839 ff.
- (38) J.J. Linz, *Crisis, Breakdown and Reequilibration in: J.J. Linz, A. Stepan (eds.), The Breakdown of Democratic Regimes*, Baltimore, London, 1978, p.36.
- (39) *Protokoll K.I. V*, S. 230.
- (40) *Die Rote Fahne*, Nr. 187.
- (41) O. Wenzel, op. cit., S. 170 (警察の入手した国会議の議事録に基づく)。
- (42) *Die Rote Fahne*, Nr. 187.
- (43) *Protokoll K.I. V*, S. 230.
- (44) H.-J. Krusch, op. cit., SS. 244-246.; R. Wagner, op. cit., S. 195. キンゼンの鉱山地帯では、自由労組系の炭鉱労働組合の他に、AAU、手工頭脳労組などの影響力が相対的に強く、経営協議会などの組織を横断する統一組織として機能した。またストライキ指導部には共産党員が大半を占め、議長は社会民主主義系の労働者であった。Ibid., S. 267, S. 272.
- (45) Ibid., SS. 261-263. 政府は「メー中の行為を容認しては、このまま「個人的安全」を確保する旨を表明した。Die Rote Fahne, Nr. 178, Nr. 182.
- (46) H.-J. Krusch, op. cit., SS. 264-265.
- (47) *Akten Cuno*, S. XXVI (Einleitung)
- (48) H.-J. Krusch, op. cit., S. 250.
- (49) Ibid., S. 253.
- (50) *Akten Cuno*, S. 752.
- (51) H.-J. Krusch, op. cit., S. 247.
- (52) *Die Rote Fahne*, Nr. 182.
- (53) H.-J. Krusch, op. cit., S. 248.
- (54) *Bericht der Bezirksleitung Erzgebirge-Vogtland der KPD vom 20. August in: ibid.*, S. 333 (Anhang).
- (55) Ibid., SS. 250-252, S. 265, S. 287.

- (95) Die Rote Fahne, Nr. 178. なるキャンペーン委員会は七月二日の予算案通過の後に休会をとり、一〇月九日に再開された。D.G.K. Inland II, 1923, SS. 116-117.
- (96) H.-J. Krusch, op. cit., SS. 252-253.
- (97) Bericht der Bezirksleitung Erzgebirge-Vogtland in: *ibid.*, S. 334.
- (98) G. Witzmann, op. cit., S. 90.
- (99) P. Dietrich, „Große Koalition auch in Thüringen?“ in: Die Rote Fahne, Nr. 178.
- (100) Die Rote Fahne, Nr. 185.
- (101) Die Rote Fahne, Nr. 186.
- (102) Die Rote Fahne, Nr. 187.
- (103) *Ibid.*
- (104) Vgl. P. Dietrich, op. cit.
- (105) Bericht K.P.D. IX, S. 58.
- (106) W. Ersil, op. cit. S. 10.
- (107) *ibid.*, S. 12; P.v. Oertzen, op. cit., SS. 133-134, S. 149
- (108) *ibid.* W. Ersil, op. cit., SS. 69-70, SS. 73-74, SS. 85-86.
- (109) *Ibid.*, SS. 194-196.
- (110) *Ibid.*, SS. 290-296.
- (111) *Ibid.*, SS. 310-312.
- (112) *Ibid.*, SS. 371-372.
- (113) このハンニメルゼンルタ地域の指導部の党中央への批判は、後にブランドラーがコミンテルン第五回大会で述べた「ソレの同志は、われわれが闘争を経済的な事務柄でねじ曲げたことを批判した」という証言で照応するものである。Protokoll K.L. V, S. 230.
- (114) W. Ersil, op. cit., SS. 379-380.
- (115) *ibid.* R.S. Reichmann, op. cit., pp. 307-311; L.D. Peterson, op. cit., pp. 521-555, 並びに著者による。
- (116) Bericht K.P.D. IX, S. 54.
- (117) W. Ulbricht, „Nach 6 Monaten“ in: Die Rote Fahne, Nr. 179.

- (79) Die Rote Fahne, Nr. 188, 16. August 1923.
- (80) Die Rote Fahne, Nr. 199, 29. August 1923.
- (81) Die Rote Fahne, Nr. 200, 30. August 1923.
- (82) GDA, Bd. III, S. 409.
- (83) M. Jänicke, Die Analyse des politischen Systems aus der Krisenperspektive in: M. Jänicke (Hrsg.) Politische Systemkrisen, Köln, 1973, SS. 37-42.
- (84) 篠原一、永井陽之助編「現代政治学入門(第二版)」、有斐閣、一九八四年、二二二—二三四頁。
- (85) J.J. Linz, op. cit., p.66.
- (86) Ibid.
- (87) R. Fischer op. cit., SS. 353-369
- (88) GDA, Bd. III, S. 408.
- (89) F. Borkenau, op. cit., 邦訳、一六九頁。
- (90) A. Rosenberg, op. cit., SS. 406-407. 一九二四年五月の国会選挙では、共産党は六二名、社会民主党は一〇〇名の候補者を当選させた。なお、当時ローゼンベルクは共産党の左派に属していたことに留意する必要がある。
- (91) O.K. Flechtheim, op. cit., SS. 90-91. ここで挙げられている数字は、メクレンブルクIIシュトレッリッツ、ザクセン、テューリンゲン、オルデンブルク、ブレーメン、ダンツィヒ、リュベックの各邦選挙の結果(『前稿』第三章参照)、金属労組、繊維労組大会代議員(後者の場合、反対派代表が全体の三分の一を占めた)、共産党の組合フラクション、赤色カルテルの数、九月のベルリンIIブランデンブルグ地域経営協議会集会の開催(上記の諸点については次章参照)、労働組合内の役員、職員の数(七月末から一〇月にかけて二八六人から三四二人に増加、出典不明)、前年の全国経営協議会大会の開催、一九二三年一月の「ヴァイマル会議」の参加者数(二八〇地区二七三人)、などである。
- (92) O. Wenzel, op. cit., SS. 156-162. その主要な数字は、党員数を除くと誇張が含まれていると思われるが、フレヒトハイムの挙げた数字を除くと以下の通りである。
- ・党員数(党大会報告による)
- 一九二二年九月—二二八、五五五人、二、四八一の地区グループ
- 一九二三年九月—二九四、二三〇人、三、三二一の地区グループ
- ・機関紙購読者数(『インプレコル』、『ローテ・ファーン』、『ルール・エヒョー』による)

六―七月の『ローテ・ファーン』での五万の増加、『ルール・エヒョー』紙での一、三万の増加

・支持者の数(『インフレコル』による)

六月半―二、四三三、〇〇〇、七月―正確な数つかめず

・労働組合内の勢力(『RGI』による)

四〇〇万(反対派の数をすべて含む、とされる)

(なお経営協議会選挙の結果については、近似値をつかむのも困難とされている)

(93) W.T. Angress, op. cit., pp. 360-361. フラングレスはさらに、支持者の数に比較して黨員数の増加はきわめてゆるやかであること、一九二四年五月の国会選挙の結果は一九三二―三四年冬の失業者の増大によるものであること、を主張して前記諸著作に反論している。